

みずほ GS インベストメント・ユニット・トラスト-

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド

ケイマン籍／オープン・エンド契約型公募外国投資信託

米ドルクラス(毎月分配型)／米ドルクラス(無分配型)／
豪ドルクラス(毎月分配型)／豪ドルクラス(無分配型)

運用報告書 (全体版)

作成対象期間
第 16 期

(自:2024年11月 1 日)
(至:2025年10月31日)

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。
さて、みずほ GS インベストメント・ユニット・トラスト- みずほ GS ハイブリッド証券
ファンド(以下「トラスト」といいます。)は、このたび、第16期の決算を行いました。
ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、
お願い申し上げます。

代行協会員
みずほ証券株式会社

投資顧問会社
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

管理会社
シーエス(ケイマン)リミテッド

ファンドの仕組みは次のとおりです。

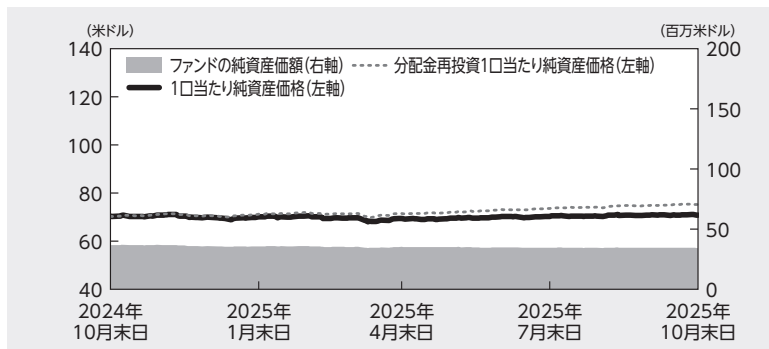
ファンド形態	ケイマン籍／オープン・エンド契約型公募外国投資信託
信託期間	2029年10月15日まで(トラストの設定日：2010年4月16日) ただし、下記の「繰上償還」に掲げる事由を含む一定の事由が生じた場合には、トラストは2029年10月15日以前に終了することがあります。 (運用開始日：2010年5月14日(米ドルクラス／豪ドルクラス))
繰上償還	(i) トラストの資産の価格が、2,500万米ドルを下回ることとなる場合、または (ii) クラス受益証券の資産の価格が、2,500万米ドル(または、米ドルで表記されない場合は各クラス通貨により換算した同等額)を下回ることとなる場合 には、管理会社は、投資顧問会社と協議の上、当該時点で (i) 発行済のトラストのすべての受益証券、または (ii) 発行済の当該クラスのすべての受益証券 を、かかる受益証券が買戻されるトラスト営業日に計算される各クラス受益証券1口当たり純資産価格で買戻すことができます。トラストは、かかる買戻し予定の受益証券の全登録受益者に対して、30日以上前に買戻しについての通知を行います。 また、管理会社は、投資顧問会社と協議の上管理会社が決定した日において、強制的に、受益者の一切の受益証券を買い戻すことができます。 ※すべての受益証券について買戻しが行われた場合には、当該時点でトラストは終了します。
運用方針	トラストは、マスター・ファンドの米ドル建てクラス受益証券への投資を通じて、主として金融機関により発行される劣後債およびシニア債に投資しつつ優先証券やCoCo債*などに投資を行い、配当等収益および値上がり益からなる長期トータル・リターンを受益者に提供することを目指します。 ※優先証券、劣後債、CoCo債等を含む資本性証券を総称して「ハイブリッド証券」といいます。
主要投資対象	マスター・ファンドへの投資を通じて、主として金融機関により発行されるハイブリッド証券およびシニア債に投資を行います。
ファンドの運用方法	トラストは、いわゆるファンド・オブ・ファンズであり、マスター・ファンドの米ドル建てクラス受益証券に対して投資を行うことにより、その投資目的を追求します。
主な投資制限	●未払の借入総額がトラストの純資産価額の10%を超える借入れは禁止されます。ただし、合併等の特別緊急事態においてかかる10%の制限を一時的に超えることができます。 ●トラストは、ある会社の株式取得の結果、トラストおよび管理会社が管理するすべてのミューチュアル・ファンドが保有する株式の議決権の総数が当該会社の株式の議決権の50%を超える場合、当該会社の株式を取得しません。
分配方針	●無分配型 原則として分配は行わない予定です。 ●毎月分配型 毎月分配型は、毎月12日(トラスト営業日でない場合は直後のトラスト営業日。以下「分配日」といいます。)に分配宣言を行う予定です。 *純資産価格水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、純資産価格が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■当期の1口当たり純資産価格等の推移について

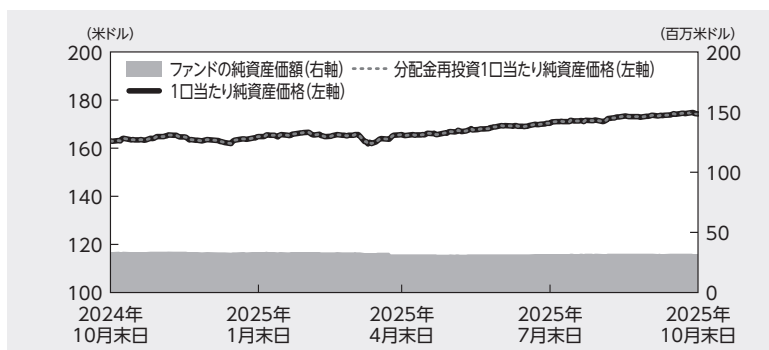
米ドルクラス(毎月分配型)



第15期末の1口当たり純資産価格
70.40米ドル
第16期末の1口当たり純資産価格
70.86米ドル(分配金額4.20米ドル)
騰落率
6.88%

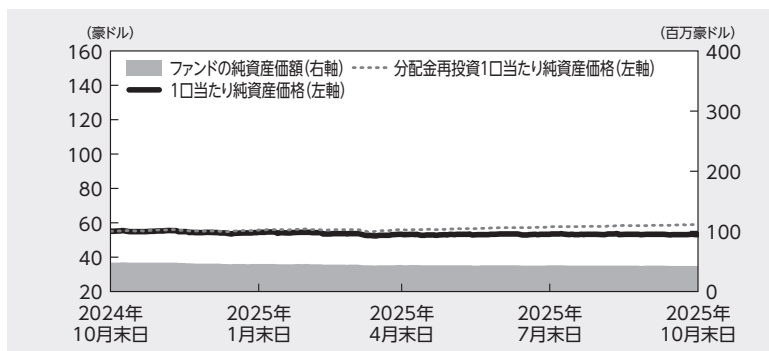
- (注1) 1口当たり純資産価格および純資産価額には、取引を取引日翌日に反映するという原則に基づく数値が記載されており、計算期間の最終ファンド営業日当日に発生した取引を含んでいません。以下同じです。
- (注2) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。
- (注3) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。
- (注4) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
- (注5) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第15期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。なお、米ドルクラス(無分配型)および豪ドルクラス(無分配型)は分配を行っていないため、分配金再投資1口当たり純資産価格の値は1口当たり純資産価格の値と同じです。以下同じです。
- (注6) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
- (注7) ファンドにベンチマークおよび参考指数は設定されていません。

米ドルクラス(無分配型)



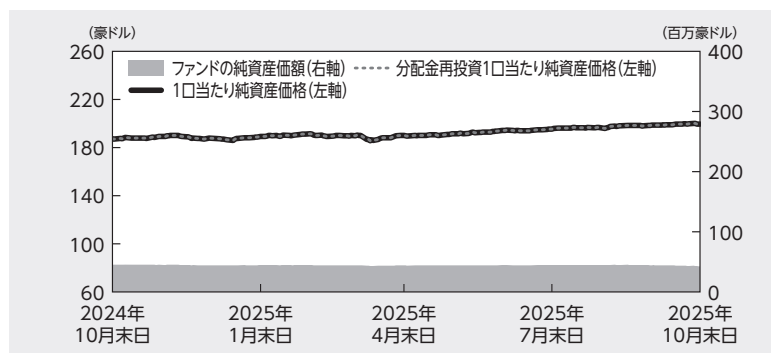
第15期末の1口当たり純資産価格
163.05米ドル
第16期末の1口当たり純資産価格
174.28米ドル(分配金額-)
騰落率
6.89%

豪ドルクラス(毎月分配型)



第15期末の1口当たり純資産価格
55.18豪ドル
第16期末の1口当たり純資産価格
53.13豪ドル(分配金額5.40豪ドル)
騰落率
6.48%

豪ドルクラス(無分配型)



第15期末の1口当たり純資産価格
187.37豪ドル
第16期末の1口当たり純資産価格
199.49豪ドル(分配金額-)
騰落率
6.47%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

上昇要因

保有する債券のスプレッド(国債に対する上乗せ金利)が縮小したことや、米国の国債利回りが低下(価格は上昇)したことに加え、利息収入などが純資産価格の主な上昇要因となりました。

下落要因

一方、分配金をお支払いしたことなどが純資産価格の下落要因となりました。

■分配金について

当期(2024年11月1日～2025年10月31日)の1口当たり分配金(税引前)は下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

<米ドルクラス(毎月分配型)>

分配日	1口当たり純資産価格 (米ドル)	1口当たり分配金額(米ドル) (対1口当たり純資産価格比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2) (米ドル)
2024年11月12日	70.29	0.35 (0.50%)	-0.33
2024年12月12日	70.54	0.35 (0.49%)	0.60
2025年1月14日	68.88	0.35 (0.51%)	-1.31
2025年2月12日	69.71	0.35 (0.50%)	1.18
2025年3月12日	69.49	0.35 (0.50%)	0.13
2025年4月14日	68.14	0.35 (0.51%)	-1.00
2025年5月12日	68.97	0.35 (0.50%)	1.18
2025年6月12日	69.72	0.35 (0.50%)	1.10
2025年7月14日	69.80	0.35 (0.50%)	0.43
2025年8月12日	70.25	0.35 (0.50%)	0.80
2025年9月12日	70.67	0.35 (0.49%)	0.77
2025年10月14日	70.65	0.35 (0.49%)	0.33

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、トラストの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%) = $100 \times a / b$

a = 当該分配日における1口当たり分配金額

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 = $b - c$

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

c = 当該分配日の直前の分配日における1口当たり純資産価格

(注3) 2024年11月12日の直前の分配日(2024年10月15日)における1口当たり純資産価格は、70.97米ドルでした。

<豪ドルクラス(毎月分配型)>

分配日	1口当たり純資産価格 (豪ドル)	1口当たり分配金額(豪ドル) (対1口当たり純資産価格比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2) (豪ドル)
2024年11月12日	54.92	0.45 (0.81%)	-0.28
2024年12月12日	54.92	0.45 (0.81%)	0.45
2025年1月14日	53.45	0.45 (0.83%)	-1.02
2025年2月12日	53.91	0.45 (0.83%)	0.91
2025年3月12日	53.57	0.45 (0.83%)	0.11
2025年4月14日	52.32	0.45 (0.85%)	-0.80
2025年5月12日	52.77	0.45 (0.85%)	0.90
2025年6月12日	53.14	0.45 (0.84%)	0.82
2025年7月14日	52.99	0.45 (0.84%)	0.30
2025年8月12日	53.13	0.45 (0.84%)	0.59
2025年9月12日	53.21	0.45 (0.84%)	0.53
2025年10月14日	52.99	0.45 (0.84%)	0.23

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、トラストの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%) = $100 \times a / b$

a = 当該分配日における1口当たり分配金額

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 = $b - c$

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

c = 当該分配日の直前の分配日における1口当たり純資産価格

(注3) 2024年11月12日の直前の分配日(2024年10月15日)における1口当たり純資産価格は、55.65豪ドルでした。

■投資環境について

当期、ハイブリッド証券市場は上昇しました(米ドル／為替ヘッジベース)。期中、主要先進国の国債市場では、まちまちの展開となりました。米国の10年物国債利回りが低下(価格は上昇)した一方で、欧州(ドイツ)の同国債利回りは上昇(価格は下落)しました。他方、短期セクターでは中央銀行の利下げが材料視され、欧米共に利回りは低下しました。米国では、米政権によって打ち出された関税政策により経済の先行き不透明感が高まった局面や、発表されたインフレ関連指標が落ち着いた動きとなる局面等で、10年物国債利回りが低下基調する展開になりました。

ハイブリッド証券市場では、中東情勢の緊迫化や米中・欧米の貿易摩擦を巡って先行き不透明感が高まり、スプレッド(国債に対する上乗せ金利)が拡大する局面もあったものの、利回りを求める投資家の需要が継続したことや発表された決算内容から良好な企業ファンダメンタルズが確認されたこと等が支援材料となり、スプレッドは前期末から縮小した水準で期末を迎えました。

当期は米国の国債利回りの低下およびスプレッドの縮小に支えられ、ハイブリッド証券市場のトータル・リターンはプラスとなりました。

■ポートフォリオについて

マスター・ファンドの期中のポートフォリオ・ポジショニングについては、英国、米国、フランスなどにおけるナショナル・チャンピオン(国を代表する金融機関)である上位行を中心に組み入れました。CoCo債については、資本の厚みやトリガー水準などを考慮に入れ、リスク調整後リターンの観点で保守的な銘柄選択を行いました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「IV. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

社債市場については、総じて健全な企業ファンダメンタルズ、良好なマクロ環境などをポジティブに見ています。銀行セクターについて、預金残高が足元で安定的に推移していることや、低水準な負債比率や健全な自己資本比率などを好感しています。また、他のセクター対比で魅力的な利回りを提供しているとみています。一方で、市場のボラティリティの上昇などを警戒しており、選択的・機動的に投資機会を捉える方針です。引き続き流動性の維持を重視し、保有資産のクオリティを含め信用力と魅力度の高い銘柄の選択に注力します。

今後も投資方針に基づいて運用を行います。

(2) 費用の明細

項 目		項目の概要
毎日	運用管理費用(管理報酬等)	
	支払先 および 役務の 内容	管理会社 (管理報酬) トラストの資産の管理・運用、トラスト の受益証券の発行・買戻業務
		受託会社 (受託報酬) トラストの受託業務
		管理事務代行会社 (管理事務代行報酬) トラストの会計、有価証券およびその他 の資産の評価、トラストの純資産価額 および1口当たりの純資産価格の計算 などの管理事務代行業務
		保管会社 (保管報酬) トラストの資産の保管業務
		登録・名義書換事務代行会社 (登録・名義書換事務代行報酬) トラストの登録・名義書換事務代行業務
		投資顧問会社 (投資運用報酬) トラストに関する投資運用業務
		管理会社 (販売報酬) 日本におけるトラストの受益証券の 販売業務
		代行協会員 (代行協会員報酬) 目論見書の配布の手配、1口当たり純資 産価格の公表、トラストに関する文書 の配布、およびこれらに付随する業務
	運用管理費用は日々発生し、毎月後払いで支払われます(ただし、登録・名義書換事務代行報酬、販売報酬および代行協会員報酬は四半期毎に支払われます。) ※1 受託会社の報酬体系および年間報酬の上限額は、受託会社および投資顧問会社の合意ならびに代行協会員の同意により、変更されることがあります。 ※2 各報酬(※1受託報酬を除きます。)の報酬体系および年間報酬の上限額は、各契約当事者の合意ならびに投資顧問会社および代行協会員の同意により、変更されることがあります。	
	投資対象とする投資信託 ①トラストが投資するマスター・ファンドはその管理・運営に係る対価として、マスター・ファンドの純資産額の年率0.55%に相当する運用報酬、管理事務および保管報酬ならびに受託報酬を支弁しています。 また、これらの報酬以外にも、登録機関および名義書換代理人の報酬、監査費用、弁護士費用等を支弁することがあります。 ②トラストおよびマスター・ファンドは、運用資産の一部をゴールドマン・サックス・ファンズ・ビーエルシー-ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド(以下「TLRF」といいます。)へ投資し、キャッシュ運用を行うため、TLRFの管理報酬等(TLRFの純資産価額の年率0.35%を上限とします。)についても間接的に負担することになります。 *ただし、トラストはその資産の大部分をマスター・ファンドに投資するため、トラストのTLRFに対する実質的な投資比率は低位にとどまることとなります。 ※①および②の報酬は、運用状況等により変更するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。	
随時	その他の費用(当期) (0.14%)	設立費用、募集関連費用、監査費用、弁護士費用、印刷費用、有価証券売買時の売買委託手数料、保管費用等の実費を信託財産により間接的にご負担いただきますが、これらは運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。

(注) 報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をトラストの当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

第16会計年度中における各月末および下記会計年度末の純資産の推移は以下のとおりです。

	純資産価額		クラス	1口当たり純資産価格	
	米ドル	円		各クラス参照通貨	円
第7会計年度 (2016年10月末日)	297,382,904.15	46,335,230,296	米ドルクラス (毎月分配型)	92.67 米ドル	14,439
			米ドルクラス (無分配型)	132.83 米ドル	20,696
			豪ドルクラス (毎月分配型)	93.47 豪ドル	10,337
			豪ドルクラス (無分配型)	160.75 豪ドル	17,777
			ユーロクラス (毎月分配型)	92.47 ユーロ	16,998
			英ポンドクラス (毎月分配型)	94.58 英ポンド	19,874
第8会計年度 (2017年10月末日)	318,209,576.76	49,580,234,155	米ドルクラス (毎月分配型)	92.49 米ドル	14,411
			米ドルクラス (無分配型)	140.65 米ドル	21,915
			豪ドルクラス (毎月分配型)	90.84 豪ドル	10,046
			豪ドルクラス (無分配型)	171.34 豪ドル	18,948
			ユーロクラス (毎月分配型)	90.42 ユーロ	16,621
			英ポンドクラス (毎月分配型)	93.51 英ポンド	19,649
第9会計年度 (2018年10月末日)	241,002,863.75	37,550,656,201	米ドルクラス (毎月分配型)	83.92 米ドル	13,076
			米ドルクラス (無分配型)	135.68 米ドル	21,140
			豪ドルクラス (毎月分配型)	79.91 豪ドル	8,837
			豪ドルクラス (無分配型)	165.16 豪ドル	18,265
			ユーロクラス (毎月分配型)	79.73 ユーロ	14,656
			英ポンドクラス (毎月分配型)	83.60 英ポンド	17,567
第10会計年度 (2019年10月末日)	275,413,190.27	42,912,129,176	米ドルクラス (毎月分配型)	89.40 米ドル	13,929
			米ドルクラス (無分配型)	153.88 米ドル	23,976
			豪ドルクラス (毎月分配型)	82.92 豪ドル	9,170
			豪ドルクラス (無分配型)	185.91 豪ドル	20,560
			ユーロクラス (毎月分配型)	81.92 ユーロ	15,059
第11会計年度 (2020年10月末日)	292,288,160.45	45,541,418,280	米ドルクラス (毎月分配型)	87.61 米ドル	13,651
			米ドルクラス (無分配型)	160.37 米ドル	24,987
			豪ドルクラス (毎月分配型)	78.89 豪ドル	8,724
			豪ドルクラス (無分配型)	190.88 豪ドル	21,109
			ユーロクラス (毎月分配型)	78.63 ユーロ	14,454
第12会計年度 (2021年10月末日)	253,475,086.90	39,493,953,290	米ドルクラス (毎月分配型)	84.51 米ドル	13,168
			米ドルクラス (無分配型)	164.20 米ドル	25,584
			豪ドルクラス (毎月分配型)	75.18 豪ドル	8,314
			豪ドルクラス (無分配型)	194.96 豪ドル	21,561
			ユーロクラス (毎月分配型)	75.65 ユーロ	13,906
第13会計年度 (2022年10月末日)	139,761,567.42	21,776,249,820	米ドルクラス (毎月分配型)	67.72 米ドル	10,551
			米ドルクラス (無分配型)	139.04 米ドル	21,664
			豪ドルクラス (毎月分配型)	58.30 豪ドル	6,447
			豪ドルクラス (無分配型)	163.94 豪ドル	18,130
			ユーロクラス (毎月分配型)	58.90 ユーロ	10,827

	純資産価額		クラス	1口当たり純資産価格	
	米ドル	円		各クラス参照通貨	円
第14会計年度 (2023年10月末日)	135,561,041.00	21,124,379,643	米ドルクラス (毎月分配型)	67.16 米ドル	10,464
			米ドルクラス (無分配型)	146.50 米ドル	22,826
			豪ドルクラス (毎月分配型)	55.22 豪ドル	6,107
			豪ドルクラス (無分配型)	170.32 豪ドル	18,836
			ユーロクラス (毎月分配型)	56.46 ユーロ	10,378
第15会計年度 (2024年10月末日)	131,736,543.00	20,525,870,765	米ドルクラス (毎月分配型)	70.40 米ドル	10,969
			米ドルクラス (無分配型)	163.05 米ドル	25,405
			豪ドルクラス (毎月分配型)	55.18 豪ドル	6,102
			豪ドルクラス (無分配型)	187.37 豪ドル	20,721
第16会計年度 (2025年10月末日)	121,793,900.00	18,976,707,559	米ドルクラス (毎月分配型)	70.86 米ドル	11,041
			米ドルクラス (無分配型)	174.28 米ドル	27,155
			豪ドルクラス (毎月分配型)	53.13 豪ドル	5,876
			豪ドルクラス (無分配型)	199.49 豪ドル	22,062
2024年11月末日	131,618,644.29	20,507,500,967	米ドルクラス (毎月分配型)	70.70 米ドル	11,016
			米ドルクラス (無分配型)	164.76 米ドル	25,671
			豪ドルクラス (毎月分配型)	55.29 豪ドル	6,115
			豪ドルクラス (無分配型)	189.30 豪ドル	20,935
12月末日	126,043,778.58	19,638,881,141	米ドルクラス (毎月分配型)	69.93 米ドル	10,896
			米ドルクラス (無分配型)	163.58 米ドル	25,487
			豪ドルクラス (毎月分配型)	54.43 豪ドル	6,019
			豪ドルクラス (無分配型)	187.87 豪ドル	20,777
2025年1月末日	125,770,111.95	19,596,241,143	米ドルクラス (毎月分配型)	70.10 米ドル	10,922
			米ドルクラス (無分配型)	164.81 米ドル	25,679
			豪ドルクラス (毎月分配型)	54.39 豪ドル	6,015
			豪ドルクラス (無分配型)	189.32 豪ドル	20,937
2月末日	125,860,364.79	19,610,303,438	米ドルクラス (毎月分配型)	70.46 米ドル	10,978
			米ドルクラス (無分配型)	166.49 米ドル	25,941
			豪ドルクラス (毎月分配型)	54.50 豪ドル	6,027
			豪ドルクラス (無分配型)	191.28 豪ドル	21,154
3月末日	123,986,244.86	19,318,296,812	米ドルクラス (毎月分配型)	69.64 米ドル	10,851
			米ドルクラス (無分配型)	165.37 米ドル	25,766
			豪ドルクラス (毎月分配型)	53.67 豪ドル	5,935
			豪ドルクラス (無分配型)	189.95 豪ドル	21,007
4月末日	123,340,701.78	19,217,714,744	米ドルクラス (毎月分配型)	69.39 米ドル	10,812
			米ドルクラス (無分配型)	165.63 米ドル	25,807
			豪ドルクラス (毎月分配型)	53.27 豪ドル	5,891
			豪ドルクラス (無分配型)	190.16 豪ドル	21,030
5月末日	123,349,974.95	19,219,159,597	米ドルクラス (毎月分配型)	69.56 米ドル	10,838
			米ドルクラス (無分配型)	166.89 米ドル	26,003
			豪ドルクラス (毎月分配型)	53.22 豪ドル	5,886
			豪ドルクラス (無分配型)	191.57 豪ドル	21,186
6月末日	124,382,963.48	19,380,109,540	米ドルクラス (毎月分配型)	70.16 米ドル	10,932
			米ドルクラス (無分配型)	169.18 米ドル	26,360
			豪ドルクラス (毎月分配型)	53.48 豪ドル	5,914
			豪ドルクラス (無分配型)	194.14 豪ドル	21,470

	純資産価額		クラス	1口当たり純資産価格	
	米ドル	円		各クラス参照通貨	円
7月末日	123,267,445.20	19,206,300,637	米ドルクラス（毎月分配型）	70.32 米ドル	10,957
			米ドルクラス（無分配型）	170.41 米ドル	26,552
			豪ドルクラス（毎月分配型）	53.38 豪ドル	5,903
			豪ドルクラス（無分配型）	195.42 豪ドル	21,611
8月末日	124,156,956.40	19,344,895,377	米ドルクラス（毎月分配型）	70.45 米ドル	10,977
			米ドルクラス（無分配型）	171.56 米ドル	26,731
			豪ドルクラス（毎月分配型）	53.25 豪ドル	5,889
			豪ドルクラス（無分配型）	196.61 豪ドル	21,743
9月末日	124,709,954.90	19,431,058,073	米ドルクラス（毎月分配型）	70.78 米ドル	11,028
			米ドルクラス（無分配型）	173.22 米ドル	26,989
			豪ドルクラス（毎月分配型）	53.28 豪ドル	5,892
			豪ドルクラス（無分配型）	198.37 豪ドル	21,938
10月末日	121,793,900.00	18,976,707,559	米ドルクラス（毎月分配型）	70.86 米ドル	11,041
			米ドルクラス（無分配型）	174.28 米ドル	27,155
			豪ドルクラス（毎月分配型）	53.13 豪ドル	5,876
			豪ドルクラス（無分配型）	199.49 豪ドル	22,062

（注1）各外国通貨の円貨換算は、便宜上、2026年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝155.81円、1豪ドル＝110.59円、1ユーロ＝183.82円および1英ポンド＝210.13円によります。

（注2）英ポンドクラス（毎月分配型）は、2011年5月13日に運用を開始し、2019年10月15日に償還しました。

（注3）ユーロクラス（毎月分配型）は、2011年5月13日に運用を開始し、2024年10月15日に償還しました。

（注4）本表には、取引を取引日翌日に反映するという原則に基づく数値が記載されており、取引日現在の処理に基づき作成される財務書類と比較した場合、数値が異なる場合があります。財務書類は取引日当日の取引を含みますが、本表中に記載される数値は1日の遅れがあり各計算期間の最終トラスト営業日当日に発生した取引を含んでいません。

(2) 分配の推移

米ドルクラス（毎月分配型）

	1口当たりの分配金	
	米ドル	日本円
第7会計年度	5.40	841
第8会計年度	5.40	841
第9会計年度	5.40	841
第10会計年度	5.40	841
第11会計年度	5.40	841
第12会計年度	5.20	810
第13会計年度	4.20	654
第14会計年度	4.20	654
第15会計年度	4.20	654
第16会計年度	4.20	654
2024年11月	0.35	55
12月	0.35	55
2025年1月	0.35	55
2月	0.35	55
3月	0.35	55
4月	0.35	55
5月	0.35	55
6月	0.35	55
7月	0.35	55
8月	0.35	55
9月	0.35	55
10月	0.35	55

豪ドルクラス（毎月分配型）

	1口当たりの分配金	
	豪ドル	日本円
第7会計年度	8.40	929
第8会計年度	8.40	929
第9会計年度	7.80	863
第10会計年度	6.60	730
第11会計年度	6.10	675
第12会計年度	5.40	597
第13会計年度	5.40	597
第14会計年度	5.40	597
第15会計年度	5.40	597
第16会計年度	5.40	597
2024年11月	0.45	50
12月	0.45	50
2025年1月	0.45	50
2月	0.45	50
3月	0.45	50
4月	0.45	50
5月	0.45	50
6月	0.45	50
7月	0.45	50
8月	0.45	50
9月	0.45	50
10月	0.45	50

米ドルクラス（無分配型）および豪ドルクラス（無分配型）については、該当事項はありません。

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度中の販売及び買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

米ドルクラス（毎月分配型）

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第7会計年度	142,371	224,433	897,932
	(142,371)	(224,433)	(897,932)
第8会計年度	161,111	155,904	903,139
	(161,111)	(155,904)	(903,139)
第9会計年度	52,906	150,808	805,237
	(52,906)	(150,808)	(805,237)
第10会計年度	74,283	128,836	750,684
	(74,283)	(128,836)	(750,684)
第11会計年度	89,016	96,202	743,498
	(89,016)	(96,202)	(743,498)
第12会計年度	52,389	123,416	672,471
	(52,389)	(123,416)	(672,471)
第13会計年度	16,075	172,886	515,660
	(16,075)	(172,886)	(515,660)
第14会計年度	56,545	36,313	535,727
	(56,545)	(36,313)	(535,727)
第15会計年度	18,400	32,100	522,027
	(18,400)	(32,100)	(522,027)
第16会計年度	5,000	42,608	484,419
	(5,000)	(42,608)	(484,419)

米ドルクラス（無分配型）

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第7会計年度	27,558	66,742	221,269
	(27,558)	(66,742)	(221,269)
第8会計年度	53,765	42,204	232,830
	(53,765)	(42,204)	(232,830)
第9会計年度	34,163	46,655	220,338
	(34,163)	(46,655)	(220,338)
第10会計年度	99,644	50,753	269,229
	(99,644)	(50,753)	(269,229)
第11会計年度	110,407	61,120	318,516
	(110,407)	(61,120)	(318,516)
第12会計年度	81,922	96,341	304,097
	(81,922)	(96,341)	(304,097)
第13会計年度	14,652	93,999	224,750
	(14,652)	(93,999)	(224,750)
第14会計年度	30,890	25,688	229,952
	(30,890)	(25,688)	(229,952)
第15会計年度	0	22,618	207,334
	(0)	(22,618)	(207,334)
第16会計年度	0	23,959	183,375
	(0)	(23,959)	(183,375)

豪ドルクラス（毎月分配型）

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第7会計年度	540,920	542,011	1,968,808
	(540,920)	(542,011)	(1,968,808)
第8会計年度	626,350	472,455	2,122,703
	(626,350)	(472,455)	(2,122,703)
第9会計年度	117,832	511,789	1,728,746
	(117,832)	(511,789)	(1,728,746)
第10会計年度	226,206	341,167	1,613,785
	(226,206)	(341,167)	(1,613,785)
第11会計年度	198,172	288,980	1,522,977
	(198,172)	(288,980)	(1,522,977)
第12会計年度	51,708	342,983	1,231,702
	(51,708)	(342,983)	(1,231,702)
第13会計年度	6,535	225,088	1,013,149
	(6,535)	(225,088)	(1,013,149)
第14会計年度	17,196	82,105	948,240
	(17,196)	(82,105)	(948,240)
第15会計年度	0	73,308	874,932
	(0)	(73,308)	(874,932)
第16会計年度	0	80,911	794,021
	(0)	(80,911)	(794,021)

豪ドルクラス（無分配型）

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第7会計年度	74,365	61,088	230,517
	(74,365)	(61,088)	(230,517)
第8会計年度	136,027	70,703	295,841
	(136,027)	(70,703)	(295,841)
第9会計年度	59,703	84,754	270,790
	(59,703)	(84,754)	(270,790)
第10会計年度	279,826	69,198	481,418
	(279,826)	(69,198)	(481,418)
第11会計年度	279,931	165,020	596,329
	(279,931)	(165,020)	(596,329)
第12会計年度	116,518	257,642	455,205
	(116,518)	(257,642)	(455,205)
第13会計年度	17,038	155,476	316,767
	(17,038)	(155,476)	(316,767)
第14会計年度	9,298	45,461	280,604
	(9,298)	(45,461)	(280,604)
第15会計年度	0	39,762	240,842
	(0)	(39,762)	(240,842)
第16会計年度	0	27,243	213,599
	(0)	(27,243)	(213,599)

（注1）（ ）内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

（注2）本表に使用されている口数は管理事務代行会社から提供された口数に基づいています。このため、財務書類上に記載されている各口数とは数値が異なる場合があります。

Ⅲ. ファンドの現況

純資産額計算書

(2025年10月末日現在)

		円 (Ⅳ. を除く)
Ⅰ. 資産総額	122,747,817.00米ドル	19,125,337,367
Ⅱ. 負債総額	953,917.00米ドル	148,629,808
Ⅲ. 純資産価額 (Ⅰ－Ⅱ)	121,793,900.00米ドル	18,976,707,559
Ⅳ. 発行済口数	米ドルクラス (毎月分配型)	484,419口
	米ドルクラス (無分配型)	183,375口
	豪ドルクラス (毎月分配型)	794,021口
	豪ドルクラス (無分配型)	213,599口
Ⅴ. 1口当たり 純資産価格	米ドルクラス (毎月分配型)	70.86米ドル
	米ドルクラス (無分配型)	174.28米ドル
	豪ドルクラス (毎月分配型)	53.13豪ドル
	豪ドルクラス (無分配型)	199.49豪ドル

本表には、取引を取引日翌日に反映するという観点に基づく数値が記載されており、取引日現在の処理に基づき作成される財務書類と比較した場合、数値が異なる場合があります。財務書類は取引日当日の取引を含みますが、本表中に記載される数値は1日の遅れがあり計算期間の最終ファンド営業日当日に発生した取引を含んでいません。

IV. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について2026年2月27日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝155.81円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

みずほ GS ハイブリッド証券ファンドの受託会社としてのブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

意見

我々は、みずほ GS ハイブリッド証券ファンド（みずほ GS インベストメント・ユニット・トラストの個別のサブ・トラスト）（以下「トラスト」という。）の投資有価証券明細表を含む、2025年10月31日および2024年10月31日現在の財政状態計算書ならびに関連する注記を含む同日終了年度の関連する包括利益計算書、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書（以下、総称して「財務書類」という。）で構成される、添付の財務書類の監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、国際会計基準審議会が公表したIFRS会計基準に準拠して、トラストの2025年10月31日および2024年10月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した年度の財務実績およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点において適正に表示している。

意見の根拠

我々は、米国において一般に公正妥当と認められる監査基準（以下「US GAAS」という。）に準拠して監査を実施した。当該基準に基づく我々の責任は、当報告書の「財務書類の監査における監査人の責任」の項目に詳述する。我々は、我々の監査に関連する倫理に関する要件に従って、トラストから独立していることおよびその他の倫理上の責任を果たすことが求められている。我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると判断している。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、国際会計基準審議会によって公表されたIFRS会計基準に準拠して財務書類の作成および適正な表示について責任を負う。また、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制の構築、実施および維持に対する責任も負っている。

財務書類を作成するに当たり、経営陣は、少なくとも報告期間の期末日から12か月（ただし、これに限定されない）にわたり継続企業として存続するトラストの能力を評価し、該当する場合には継続企業に関連する事項を開示し、また、経営陣にトラストの清算もしくは事業停止の意図がある場合またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づく会計処理を適用する責任を負っている。

財務書類の監査における監査人の責任

我々の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体としての財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、我々の意見を含めた監査報告書を発行することにある。合理的な保証は高い水準の保証ではあるものの、絶対的な保証ではないため、US GAASに準拠して実施した監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなるが、これは、不正には共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明および内部統制の無効化が伴うためである。虚偽表示は、個別にまたは集計すると、財務書類に基づく合理的な利用者の判断に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

US GAASに準拠した監査の実施に際して、我々は以下を実施する。

- ・ 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する。
- ・ 不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別および評価し、これらのリスクに対応する監査手続を立案し、実施する。かかる手続には、財務書類中の金額および開示に関する証拠に対する試査による検証が含まれる。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。これは、トラストの内部統制の有効性について意見を表明するためのものではない。したがって、かかる意見は表明しない。
- ・ 経営陣によって採用された会計方針の適切性および経営陣により行われた重要な会計上の見積りの合理性の評価に加え、財務書類の全体的な表示を評価する。
- ・ 合理的な期間にわたり継続企業として存続するトラストの能力に重大な疑義を生じさせるような全体としての状況または事象があるかどうかに関して、我々の判断において結論付ける。

我々は、統治責任者に対して、特に計画した監査の範囲とその実施時期、監査上の重要な発見事項および監査の実施過程で識別した特定の内部統制関連の事項について報告することが求められている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書に記載されているその他の情報に責任を負う。その他の情報は副投資顧問会社の報告書（未監査）により構成されているが、財務書類およびそれに対する我々の監査報告は含まれていない。財務書類に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々はその他の情報に対して意見またはいかなる形式の保証も表明するものではない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その他の情報と財務書類の間に重要な相違があるかどうか、またはその他の情報に重要な虚偽記載の兆候があるかどうかを検討することである。我々が実施した作業に基づき、その他の情報に未訂正の重要な虚偽記載があるという結論に達した場合、我々は、そのことを報告書において記載することが求められている。

プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島

2026年1月30日



Report of independent auditors

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Mizuho GS Hybrid Securities Fund

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of Mizuho GS Hybrid Securities Fund (the "Trust") (a separate sub-trust of Mizuho GS Investment Unit Trust), which comprise the statements of financial position, including the schedules of investments, as of 31 October 2025 and 31 October 2024, and the related statements of comprehensive income, of changes in net assets attributable to holders of redeemable participating units and of cash flows for the years then ended, including the related notes (collectively referred to as the "financial statements").

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust as of 31 October 2025 and 31 October 2024, and its financial performance and its cash flows for the years then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (US GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are required to be independent of the Trust and to meet our other ethical responsibilities, in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

www.pwc.com/ky

PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay,
P.O. Box 258, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern for at least, but not limited to, twelve months from the end of the reporting period, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with US GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with US GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Trust's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

Other information

Management is responsible for the other information included in the annual report. The other information comprises the Investment Advisor's Report (Unaudited), but does not include the financial statements and our auditors' report thereon. Our opinion on the financial statements does not cover the other information, and we do not express an opinion or any form of assurance thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and consider whether a material inconsistency exists between the other information and the financial statements, or the other information otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work performed, we conclude that an uncorrected material misstatement of the other information exists, we are required to describe it in our report.


30 January 2026

(1) 貸借対照表

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド

財政状態計算書

2025年10月31日現在

		2025年10月31日		2024年10月31日	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
流動資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3 (c), 4	120, 742, 430	18, 812, 878	135, 198, 796	21, 065, 324
未収金：					
投資売却		2, 000, 000	311, 620	—	—
費用払戻し		904	141	284, 215	44, 284
その他の資産		4, 482	698	61, 158	9, 529
現金および現金等価物	3 (d), 12	1	0	4	1
資産合計		122, 747, 817	19, 125, 337	135, 544, 173	21, 119, 138
負債					
流動負債					
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	3 (c), 4	170, 555	26, 574	3, 380, 641	526, 738
銀行に対する債務		7, 060	1, 100	—	—
未払金：					
受益証券買戻し	3 (f), 8	583, 038	90, 843	211, 879	33, 013
投資購入		878	137	—	—
監査報酬		64, 293	10, 017	63, 463	9, 888
販売報酬	7 (d)	52, 174	8, 129	—	—
代行協会員報酬	7 (f)	20, 962	3, 266	23, 103	3, 600
投資運用報酬	7 (a)	15, 003	2, 338	34, 899	5, 438
名義書換事務代行報酬	7 (e)	9, 951	1, 550	26, 563	4, 139
印刷費用		7, 998	1, 246	11, 908	1, 855
保管報酬	7 (c)	7, 575	1, 180	9, 710	1, 513
弁護士報酬		7, 569	1, 179	24, 083	3, 752
管理事務代行報酬	7 (c)	4, 167	649	4, 167	649
受託報酬	7 (c)	1, 667	260	1, 667	260
その他の報酬		1, 027	160	15, 547	2, 422
負債合計（買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く）		953, 917	148, 630	3, 807, 630	593, 267
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		121, 793, 900	18, 976, 708	131, 736, 543	20, 525, 871

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 損益計算書

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド

包括利益計算書

2025年10月31日終了年度

	注記	2025年10月31日		2024年10月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
受取利息	3 (b)	987	154	300	47
受取配当金	3 (b)	70,788	11,029	85,538	13,328
その他の収益		—	—	35,526	5,535
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純利益／（損失）：					
投資		1,969,348	306,844	763,839	119,014
為替契約		(3,917,263)	(610,349)	3,974,363	619,245
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る未実現利益／（損失）の純変動：					
投資		7,794,383	1,214,443	15,395,828	2,398,824
為替契約		3,500,998	545,490	(2,423,966)	(377,678)
純収益		9,419,241	1,467,612	17,831,428	2,778,315
運用費用					
販売報酬	7 (d)	869,826	135,528	839,857	130,858
代行協会員報酬	7 (f)	250,354	39,008	277,789	43,282
投資運用報酬	7 (a)	112,595	17,543	67,172	10,466
監査報酬		71,425	11,129	67,054	10,448
管理報酬	7 (b)	41,451	6,458	30,350	4,729
印刷費用		25,615	3,991	2,962	462
管理事務代行報酬	7 (c)	25,000	3,895	25,000	3,895
保管報酬	7 (c)	22,500	3,506	22,745	3,544
受託報酬	7 (c)	10,000	1,558	10,000	1,558
弁護士報酬		9,893	1,541	29,688	4,626
名義書換事務代行報酬	7 (e)	2,000	312	2,000	312
支払利息	3 (b)	—	—	117	18
その他の費用		65,859	10,261	13,503	2,104
運用費用純額		1,506,518	234,731	1,388,237	216,301
運用による純利益		7,912,723	1,232,881	16,443,191	2,562,014
財務費用：					
参加受益証券保有者に対する分配金	3 (g), 10	4,997,792	778,706	5,639,401	878,675
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		2,914,931	454,175	10,803,790	1,683,339

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
2025年10月31日終了年度

	注記	2025年10月31日		2024年10月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		131,736,543	20,525,871	135,561,041	21,121,766
買戻可能参加受益証券の発行による受取額合計	8	347,280	54,110	1,283,497	199,982
買戻可能参加受益証券の買戻による支払額合計	8	(13,204,854)	(2,057,448)	(15,911,785)	(2,479,215)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		2,914,931	454,175	10,803,790	1,683,339
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		121,793,900	18,976,708	131,736,543	20,525,871

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド
キャッシュ・フロー計算書
2025年10月31日終了年度

		2025年10月31日		2024年10月31日	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー					
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		2,914,931	454,175	10,803,790	1,683,339
調整：					
現金に係る為替差益／（損）		(2,874)	(448)	(215)	(33)
参加受益証券保有者に対する分配金	3 (g), 10	4,997,792	778,706	5,639,401	878,675
受取利息		(987)	(154)	(300)	(47)
受取配当金		(70,788)	(11,029)	(85,538)	(13,328)
支払利息		—	—	117	18
合計		7,838,074	1,221,250	16,357,255	2,548,624
運用資産の純（増加）／減少額：					
未収金：					
投資売却		(2,000,000)	(311,620)	28,163	4,388
費用払戻し		283,311	44,143	(64,973)	(10,123)
その他の資産		56,676	8,831	(59,601)	(9,286)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		14,456,366	2,252,446	1,651,261	257,283
運用負債の純増加／（減少）額：					
銀行に対する債務					
未払金：		7,060	1,100	—	—
投資購入		878	137	(12,279)	(1,913)
販売報酬	7 (d)	52,174	8,129	(69,364)	(10,808)
監査報酬		830	129	(5,143)	(801)
管理報酬	7 (b)	—	—	(40,350)	(6,287)
保管報酬	7 (c)	(2,135)	(333)	(1,358)	(212)
代行協会員報酬	7 (f)	(2,141)	(334)	(71,509)	(11,142)
印刷費用		(3,910)	(609)	(17,992)	(2,803)
弁護士報酬		(16,514)	(2,573)	(41,155)	(6,412)
名義書換事務代行報酬	7 (e)	(16,612)	(2,588)	(17,869)	(2,784)
投資運用報酬	7 (a)	(19,896)	(3,100)	(60,168)	(9,375)
その他の報酬		(14,520)	(2,262)	(19,934)	(3,106)
損益を通じて公正価値で測定する金融負債		(3,210,086)	(500,163)	2,434,023	379,245
運用活動により生じた／（使用した）現金額		17,409,555	2,712,583	19,989,007	3,114,487
利息の受取額		987	154	300	47
配当金の受取額		70,788	11,029	85,538	13,328
利息の支払額		—	—	(117)	(18)
運用活動により生じた／（使用した）現金純額		17,481,330	2,723,766	20,074,728	3,127,843
財務活動によるキャッシュ・フロー：					
買戻可能参加受益証券の発行による受取額	8	347,280	54,110	1,283,497	199,982
買戻可能参加受益証券の買戻しによる支払額	8	(12,833,695)	(1,999,618)	(15,726,764)	(2,450,387)
参加受益証券保有者に対する分配金		(4,997,792)	(778,706)	(5,639,401)	(878,675)
財務活動により生じた／（使用した）現金純額		(17,484,207)	(2,724,214)	(20,082,668)	(3,129,081)
現金に係る為替差益／（損）		2,874	448	215	33
現金の純増加／（減少）		(3)	(0)	(7,725)	(1,204)
期首における現金および現金等価物		4	1	7,729	1,204
期末における現金および現金等価物		1	0	4	1

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド

財務書類に対する注記

2025年10月31日終了年度

1. 組織

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド（以下「トラスト」という。）は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（その役割により、以下「受託会社」という。）とシーエス（ケイマン）リミテッド（その役割により、以下「管理会社」という。）との間の、2010年4月16日付信託証書（随時修正または改訂済）によって設立されたケイマン諸島のユニット・トラストである、みずほ GS インベストメント・ユニット・トラスト（以下「マスター・トラスト」という。）の個別のサブ・トラストである。トラストは、「マスター・フィーダー」構造の一部として設定されている。

トラストおよびゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「ゴールドマン・サックス」という。）の関連当事者であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「GSAM」という。）は、投資顧問契約（以下「投資顧問契約」という。）に従い、トラストの投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）として従事する。投資顧問会社は、その投資に関連するトラストの日々の運用状況を監督し、モニターする責任を負う。

投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「GSAMC」という。）とゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「GSAMI」という。）を副投資顧問会社に任命している。GSAMCとGSAMIはトラストに継続的かつ専門的な投資アドバイスを提供し、トラストに代わってすべての取引を実行・管理している。

販売されるトラストの受益証券（以下「受益証券」という。）は、非米国人に対してのみ募集される。受益証券は、米国、米国の領土または所有地において、あるいは米国人に対しては販売のための募集は行われておらず、またその予定もない。受益証券を米国人に譲渡する、あるいは米国人の利益のために保有することはできない。

トラストは以下の日に運用を開始した。

受益証券のクラス	運用開始日
豪ドルクラス（無分配型）	2010年5月14日
豪ドルクラス（毎月分配型）	2010年5月14日
米ドルクラス（無分配型）	2010年5月14日
米ドルクラス（毎月分配型）	2010年5月14日
ユーロクラス（毎月分配型）*	2011年5月13日

* ユーロクラス（毎月分配型）は、2024年10月15日付で完全に買い戻された。

財務書類は、トラストの機能通貨および表示通貨である米ドル（「アメリカ合衆国ドル」）で表示されている。投資顧問会社は、当該通貨が、トラストの対象となる取引、事象および状況についての経済的な影響を最も正確に表していると思料する。

トラストは、豪ドルクラス（無分配型）、豪ドルクラス（毎月分配型）およびユーロクラス（毎月分配型）（以下各々「為替取引付クラス」という。）の通貨エクスポージャーをそれぞれの通貨に対してヘッジする。

トラストは、受託会社および管理会社が投資顧問会社と協議の上、当該日をその後の特定の日に変更する旨を書面により宣言しない限り、2029年10月15日付で終了する。

2. 投資目的

トラストの投資目的は、配当等収益および値上がり益からなる長期トータル・リターンを受益者に提供することである。トラストは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「GSAM」という。）が管理しているケイマン諸島のユニット・トラストであるゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラストの個別のサブ・トラストであるグローバル・サブ・オーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト（以下「マスター・ファンド」という。）の米ドル建てクラス受益証券にすべて、またはほぼすべての資産を配分することでこの投資目的を追求することになる。この投資目的により、投資者はある種の独特なリスクを負う。他のファンドに対するトラストの投資は、それぞれの投資先ファンドの英文目論見書に記載の条件による制約を受ける。

マスター・ファンドの投資目的は、主として金融機関により発行される劣後債およびシニア債に投資しつつ優先証券やCoCo債などに投資を行い、配当等収益および値上がり益からなる長期トータル・リターンを受益者に提供することである。マスター・ファンドは、金融機関以外の法人が発行した社債または劣後債に投資することができる。通常の場合では、マスター・ファンドが取得する確定利付証券は、投資顧問会社の投資時の評価で、S&Pグローバル・レーティングによるBBB-格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービスによるBaa3格相当またはそれ以上の信用格付を得ているか、米国で公認されている他の格付機関により同等の格付を得ていることが見込まれている。マスター・ファンドの投資顧問会社は主に、非米ドル建てのマスター・ファンドの資産を米ドルに対してヘッジする意向である。

2025年10月31日および2024年10月31日現在、トラストは、マスター・ファンドの純資産のそれぞれ62.04%および62.83%を保有していた。

トラストは、マスター・ファンドに投資する。2025年10月31日終了年度中、トラストによるマスター・ファンドの購入および買戻しの総額は、それぞれ0米ドルおよび23,800,000米ドルであった。2025年10月31日現在、キャピタル・コミットメントの債務はなく、トラストは、マスター・ファンドに対する未決済の購入未払金0米ドルおよび未決済の売却未収金2,000,000米ドルがあった。2024年10月31日終了年度中、トラストによるマスター・ファンドの購入および買戻しの総額は、それぞれ4,092,639米ドルおよび23,174,933米ドルであった。2024年10月31日現在、キャピタル・コミットメントの債務はなく、トラストは、マスター・ファンドに対する未決済の購入未払金または売却未収金はなかった。

トラストは、マスター・ファンドの買戻参加受益証券を購入することによってマスター・ファンドに投資する。マスター・ファンドは、いずれの営業日においても当該受益証券の買戻しを認める。

マスター・ファンドのポートフォリオの公正価値の変動および付随するマスター・ファンドの公正

価値の変動は、トラストを損失のリスクに晒す。

3. 重要性がある会計方針の概要

(a) 財務書類

財務書類作成の基礎

本財務書類は、国際会計基準審議会により公表されている国際財務報告基準（以下「IFRS会計基準」という。）に準拠して作成されている。本財務書類は取得原価主義に基づいて作成されているが、損益を通じて公正価値で保有する金融資産および金融負債（デリバティブを含む）の再評価による修正が加えられている。本財務書類の作成にあたり、経営陣は、本財務書類および添付の注記の報告額に影響を与えうる一定の見積および仮定を行うことが要求される。実際の結果は、かかる見積と異なることがある。

i. 2025年1月1日以降に開始する年度から効力を生じ、トラストに効力を生じたまたは適用された新基準、修正基準および解釈指針

2025年1月1日より後に開始する年度から効力を生じる新基準、既存の基準に対する修正または解釈指針で、トラストの財務書類に重要な影響を与えると予想されるものはない。

ii. トラストの財務書類に関連するが、将来の日付まで効力を生じない公表済の新基準、修正基準および解釈指針

2024年4月、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）は、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を公表した。かかるIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」は、包括利益計算書において新たに要求される区分および小計並びに情報のグループ化に関するガイダンスの強化を含む新たな要求事項を導入することにより、財務報告の質を向上させることを目的としている。IFRS第18号は、IAS第1号「財務諸表の表示」に代わるものである。当該基準は2027年1月1日以降に開始する年度から効力を生じ、早期適用が認められている。トラストは現在、これらの新たな要求事項に対する影響を評価している。

2024年5月、IASBは、金融商品の分類と測定に関連するIFRS第9号およびIFRS第7号の対象を絞った修正を公表した。本修正には、一部の金融資産および金融負債の認識日および認識の中止日の明確化、元本および利息の支払いのみのキャッシュ・フローの評価に関する追加のガイダンス、特定の金融商品に関する新たな開示が含まれる。当該修正の効力発生日は、2026年1月1日以降に開始する年度である。現在、経営陣はこれらの変更が財務書類に与える影響を評価している。トラストの財務書類に重要な影響を与えるその他の基準、基準の修正または解釈指針はない。

(b) 投資取引、関連投資収益および運用費用

トラストは投資取引を取引日基準で計上している。実現損益は先入先出法に基づく。受取配当金および支払分配金は分配落ち日に計上され、受取利息および支払利息は投資の年数にわたり計上される。発生時に付利される当座借越費用（もしあれば）は、支払利息に計上される。受取利息は市場割引および発行割引の増加、ならびにプレミアムの償却を含み、投資の年数にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金（もしあれば）は、包括利益計算書に源泉徴収前の総額ベースで認識および表示される。受取利息には、現金および現金等価物からの利息が含まれる。費用払戻

し（もしあれば）は、包括利益計算書に表示される。

運用費用は、発生主義で認識される。

取引費用は、発生した場合、包括利益計算書に認識される。

トラストは、運用費用ならびに受益証券の募集および販売に関連して生じる当初費用および継続的費用のすべてを負担する。かかる費用には、印刷費、マーケティング費、弁護士報酬、募集契約および関連書類の検討に関連して生じる費用ならびにトラスト、管理会社、受託会社、投資顧問会社、販売会社、いずれかの副販売会社およびブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）によるその他の費用が含まれる。

マスター・ファンドは、受益者の選択によってプット可能である買戻可能受益証券を発行することでその運用資金を調達し、各トラストの純資産に対する投資割合に応じた権利を受益者に付与する。トラストは、マスター・ファンドの買戻可能受益証券を保有する。

マスター・ファンドへの投資から生じる損失に対するトラストの最大エクスポージャーは、マスター・ファンドへの投資の公正価値の総額と同等である。

トラストが、マスター・ファンドの受益証券を売却した時点で、トラストが晒されていたマスター・ファンドによるリスクは消滅する。

2025年10月31日および2024年10月31日現在のマスター・ファンドの純資産価額（以下「NAV」という。）は、それぞれ193, 210, 538米ドルおよび213, 122, 026米ドルであった。

(c) 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

i 分類

トラストは、当該金融資産を管理するためのトラストのビジネスモデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づきその投資を分類する。金融資産のポートフォリオは管理され、パフォーマンスは公正価値基準で評価される。トラストは、主に公正価値情報に着目し、その情報を資産のパフォーマンスを評価し、決定することに使用する。トラストは、持分証券をその他の包括利益を通じた公正価値として取消不能で指定することを選択していない。トラストの債券の契約上のキャッシュ・フローは、もっぱら元本および利息であるが、当該債券は、契約上のキャッシュ・フローの回収目的で保有するものではなく、契約上のキャッシュ・フローを回収し、売却するために保有するものでもない。契約上のキャッシュ・フローの回収は、トラストのビジネスモデルの目的を達成するためにのみ付随して生じる。その結果、すべての投資は損益を通じて公正価値で測定される。

ii 認識および認識の中止

トラストは、金融資産および金融負債を、トラストが当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日基準で認識される。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益はすべて包括利益計算書に計上される。

投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した場合、かつトラストが所有によるリスクと利益を実質的にすべて譲渡した場合、金融資産の認識は中止される。

iii 公正価値測定原則

IFRS会計基準第9号に基づき、負債性資産の分類および測定は、金融資産を管理する事業体のビジネスモデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に起因する。負債性商品は、ビジネスモデルの目的が契約上のキャッシュ・フローの回収のために金融資産を保有し、当該商品に基づく契約上のキャッシュ・フローが元本および金利の支払いのみ（以下「SPPI」という。）を表す場合、償却原価で測定される場合がある。

負債性商品は、ビジネスモデルの目的がSPPIによる契約上のキャッシュ・フローの回収および売却の両方のために金融資産を保有する場合、包括利益を通じて公正価値で測定される。その他すべての負債性商品は、損益を通じて公正価値で認識されなければならない。ただし、事業体は、測定または認識の不一致を排除もしくは大幅に減らすことができる場合、当初の認識時に損益を通じて公正価値で測定される金融資産を取消不能に指定することができる。

トレーディング目的で保有していない資本性商品について、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するという取消不能のオプションを選択しない限り、デリバティブおよび資本性商品は、損益を通じて公正価値で測定される。

IFRS会計基準第9号に基づき、トラストの金融資産および金融負債は当初、取引価格で計上され、当初の認識後は公正価値で測定される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益は、これらが発生した期間の包括利益計算書に表示される。

受取勘定に分類される金融資産がある場合は、償却原価で計上される。損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外の金融負債は、償却原価で測定される。トラストが発行した買戻可能受益証券から生じる金融負債は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属するトラストの純資産（「純資産」）の残存価額に対する受益者の権利を表す買戻価額で計上される。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の原則に従い決定される。

(iii1) 取引所に上場されている資産および負債

普通株および短期投資からなる、取引所で取引されている金融投資の公正価値は、期末日現在の取引市場価格（見積将来取引費用控除前）に基づく。

(iii2) 集団投資スキームの持分

集団投資スキームを含むオープン・エンド型投資信託への投資の公正価値は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従い、そのファンドの管理事務代行会社により提供される受益証券1口当たりの公式に発表された純資産価格（以下「NAV」という。）に基づいている。

ストラクチャード・エンティティとは、いずれの議決権も管理事務業務にのみ関連し、関連する活動が契約上の取決めによって指示されている場合など、だれが事業体を支配してい

るのかを決定する際に、議決権または同様の権利が、主要な要因とならないように設計された事業体である。ストラクチャード・エンティティは、しばしば次に上げる特徴または特質、(a)制限付活動、(b)狭く、明確に定義された目的（ストラクチャード・エンティティの資産に関連するリスクおよび利益を投資者に渡すことで投資者に投資機会を提供することなど）、(c)ストラクチャード・エンティティが劣格的な財務支援なしにその活動資金を調達するに不十分な資本および(d)信用またはその他のリスクの集中（トランシェ）を創造する投資者に対する複数の契約に連動した商品の形態での資金調達、の一部もしくはすべてを有する。

（iii3）デリバティブ

デリバティブは、その公正価値が、裏付けとなる商品、指数基準金利またはこれらの要素の組合せから派生した金融商品である。デリバティブ商品は、しばしば店頭（以下「OTC」という。）デリバティブと称される取引所以外での相対契約によるものもあれば、取引所に上場され取引されるものもある。デリバティブ契約には、定められた条件で定められた日付に金融商品またはコモディティを売買する、あるいは想定元本または契約額に基づいて利息の受払いまたは通貨を交換する将来のコミットメントが含まれることがある。

デリバティブ契約は、公正価値で表示され、財政状態計算書に金融資産および金融負債として認識される。公正価値の変動から生じる損益は、包括利益計算書に未実現利益／（損失）の変動額の構成要素として反映される。実現損益は契約終了時または定期的なキャッシュ・フローの支払時に計上される。

（iii3a）先渡為替契約

先渡為替契約において、トラストは、将来の特定の日付に、定められた量のある通貨をあらかじめ定められた価格で受取りまたは受渡して他の通貨と交換することに同意する。想定元本、決済日、取引相手方および差金決済権が同じである先渡為替契約の購入および売却は、一般に相殺され（これにより、その取引相手方との正味先渡為替契約はゼロとなる）、実現損益はすべて取引日に認識される。

先渡為替契約は、第三者の値付機関によるミッドフォワードレートで評価される。

（iii4）債務証券

社債、国債、モーゲージ関連債および地方債からなる債務証券は、ディーラーの提供する取引値に基づき、または第三者の値付機関を利用して評価される。

（iii5）売戻し契約に基づき購入される証券

売戻し契約に基づく証券の購入（以下「現先取引」という。）は、取引相手方が買戻し義務を負う証券をトラストが現金を対価として取得し、かつトラストは合意済の価格および時期に当該証券を売戻す義務を負う取引である。当該取引に関連し、トライパーティ現先取引および翌日物現先取引を除き、トラストは現先取引を担保する証券を所有する。トラストは逆現先取引を通じて、かかる証券を引渡すかまたは担保として再度差し入れることが認められている。売り手が債務不履行に陥った場合、担保資産の時価がトラストの保全に十分であるよう確保するため、担保は日々値洗いされる。売戻し契約に基づき購入された証券は、公正価値の最善な見積として、その契約額に経過利息を加えて計上される。トライパーティ現先取引の担保として保有される証券は、トライパーティ代理人により、現先取引の満期日ま

でトラストの口座においてトラストのために保有される。

(iii6) マネー・マーケット商品

マネー・マーケット商品は、公正価値に近似する償却原価に基づき公正価値で評価される。

(iii7) すべての有価証券およびデリバティブ

第三者の値付機関またはディーラーから取引市場価格を入手できない場合、あるいは、相場が著しく不正確であるとみなされる場合、投資の公正価値は評価手法を用いて算定される。評価方法には、直近の市場取引の使用、実質的に同一である他の投資の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析または実際の市場取引で得られる価格について信頼性の高い見積額を提供しているその他の手法などがある。

こうした有価証券およびデリバティブは、評価者（以下「評価者」という。）により算定された実現の可能性が高い価額で評価される。2025年10月31日および2024年10月31日終了年度における評価者は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーであり、その評価の役割は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ディビジョン・コントローラーズ（以下「AMDコントローラーズ」という。）によって実行された。

投資は、一定の見積および仮定の使用が要求される、一般に公正妥当と認められる会計原則に従い評価される。これらの見積および仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積と大きく異なることがある。

2025年10月31日および2024年10月31日終了年度において、評価者が公正価値を決定するために使用した証券はなかった。

iv 公正価値ヒエラルキーのレベル間移動

公正価値ヒエラルキーのレベル間移動（もしあれば）は、報告期間の期首に発生したものとみなされる。

(d) 現金および現金等価物

定期預金および預金証書を含む現金および現金等価物（既知の金額の現金に容易に転換でき、価値の変動リスクが低い、短期で流動性の高い投資）は、償却原価で評価され、公正価値に近似する。

	現金 米ドル	定期預金 米ドル	現金および 現金等価物合計 米ドル
2025年10月31日	—	1	1
2024年10月31日	2	2	4

(e) 外貨の換算

外貨建て取引は、取引日現在の実勢為替レートで換算される。トラストの外貨建ての資産および負債は、期末日現在における為替の実勢為替レートでトラストの機能通貨に換算される。

換算、ならびに資産および負債の徐却または清算に係る実現損益から生じる換算差額は、包括利益計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定する投資に係る為替差損益、ならびに現金を

含む貨幣項目に係るその他すべての為替差損益は、包括利益計算書の投資に係る実現純利益／（損失）または投資に係る未実現利益／（損失）の純変動額に反映される。

(f) 買戻可能受益証券

トラストによって発行されたすべての買戻可能参加受益証券は、受益者に対して、買戻日のトラストの純資産における受益者の持分投資割合で現金に買戻す権利を提供する。IAS第32号「金融商品：表示」に準拠し、かかる受益証券は、買戻価格で財政状態計算書に金融負債として分類される。トラストは、英文目論見書に従い受益証券買戻しを行う契約責任を負っている。

(g) 買戻可能受益証券保有者に支払われる分配金

トラストのプット可能商品は負債として分類されるため、買戻可能参加受益証券に係る分配金の支払額は、包括利益計算書の財務費用に認識される。

4. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

IFRS会計基準第13号「公正価値測定」の修正に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルを以下に示す。

レベル1－同一の制限のない資産または負債について、測定日に入手可能な活発な市場における未調整の相場価格。

レベル2－活発でない市場における相場価格、もしくは重要なインプットが直接的にまたは間接的に観察可能（類似証券の相場価格、金利、為替レート、ボラティリティおよびクレジット・スプレッドを含むがこれらに限らない。）な金融商品。これには、公正価値測定を決定する際の評価者の仮定が含まれる。

レベル3－重要な観察不可能なインプットを必要とする価格または評価（公正価値測定を決定する際の評価者の仮定が含まれる。）。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき決定される。この目的のため、インプットの重要性は全体としての公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性の評価では、資産または負債に特有な要素を考慮した判断が要求される。

2025年10月31日および2024年10月31日現在、損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、上記に記載した方針に従って公正に評価される対象ファンドへの投資を含む。

対象ファンドの受益証券は、非公開取引であるため、買戻しは、買戻し日に投資者資金によってのみ行い、英文目論見書に規定される通知期間を必要とされる。その結果、対象ファンドの簿価が、買戻しにおける最終的な実現価額とならないことがある。

対象ファンドへの投資の公正価値は、主として、対象ファンドの管理事務代行会社により報告される最新の入手可能な買戻し価格に基づく。投資者の資金は、対象ファンドまたは裏づけとなる投資の投資者資金の保有高の流動性、提供されるNAVの評価日および買戻しに係る制限などについての留意に基づく価額に調整する。

以下の表は、公正価値で認識する金融資産および金融負債を、前述の3つのレベル別に示している。

公正価値で測定する金融資産

2025年10月31日

	2025年10月31日現在の公正価値測定			
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資ファンド	120,423,964	—	—	120,423,964
先渡為替契約	—	318,466	—	318,466
合計	120,423,964	318,466	—	120,742,430

公正価値で測定する金融負債

2025年10月31日

	2025年10月31日現在の公正価値測定			
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
先渡為替契約	—	170,555	—	170,555
合計	—	170,555	—	170,555

公正価値で測定する金融資産

2024年10月31日

	2024年10月31日現在の公正価値測定			
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資ファンド	135,168,368	—	—	135,168,368
先渡為替契約	—	30,428	—	30,428
合計	135,168,368	30,428	—	135,198,796

公正価値で測定する金融負債

2024年10月31日

	2024年10月31日現在の公正価値測定			
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
先渡為替契約	—	3,380,641	—	3,380,641
合計	—	3,380,641	—	3,380,641

有価証券の特徴に関する詳細情報については、投資有価証券明細表を参照のこと。

2025年10月31日および2024年10月31日終了年度中、公正価値で計上された資産および負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル1、レベル2およびレベル3の間で振替はなかった。

公正価値で計上されないが公正価値が開示される金融資産および金融負債

現金および現金等価物ならびに当座借越はレベル1に分類される。公正価値で測定されないが公正価値が開示されるその他のすべての資産および負債は、レベル2に分類される。資産および負債の内訳については財政状態計算書を参照し、評価技法の詳細については注記3を参照のこと。

買戻可能参加受益証券のプット可能な価額は、トラストの英文目論見書に従い、トラストの資産総額とその他すべての負債との差額純額に基づき計算される。当該受益証券は、活発な市場で取引されていない。受益証券は受益者の選択で買戻しが可能であり、受益証券クラスに帰属するトラストのNAVに対する受益証券の割合に等しい現金でいずれの取引日においてもトラストに戻すことができるため、要求払条項が当該受益証券に付されている。公正価値は、要求払い金額（当該金額の支払いを要求できる最初の日から割引される）に基づいている。この事例の割引に対する影響は重大ではない。レベル2は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産に対する最良のカテゴリー化とみなされている。

5. 金融資産および金融負債の相殺

デリバティブ

トラストの取引相手方リスクの軽減に有用である契約上の権利をより明確に定義し、かつ当該権利を保証するため、トラストは、デリバティブ契約の取引相手方と国際スワップ・デリバティブ協会マスター・アグリーメント（以下「ISDAマスター・アグリーメント」という。）または類似の契約を締結することができる。ISDAマスター・アグリーメントは、外国為替契約を含む店頭デリバティブを規定するトラストと取引相手方との2当事者間の契約で、とりわけ債務不履行事由および／または解約事由の担保差入れ条件およびネッティング条項を一般的に含んでいる。ISDAマスター・アグリーメントの条項は、通常、債務不履行または取引相手方の倒産あるいは支払不能状態を含む類似の事由が生じた場合に支払純額の1本化（一括清算ネッティング法）を認めている。

担保および証拠金の要件は、上場デリバティブと店頭デリバティブとは異なる。証拠金要件は、商品の種類に対する契約に従い、上場デリバティブおよび清算集中されるデリバティブ（金融先物契約、オプションおよび清算集中されるスワップ）についてブローカーまたは決済機関によって設定される。ブローカーは、特定の状況下において、最低額を超える証拠金を要求できる。担保の条件は、店頭デリバティブ（外国為替契約、オプションおよび特定のスワップ）に対し個別の契約である。ISDAマスター・アグリーメントの下で取引されるデリバティブについて、担保要件は、通常、かかる契約の下で取引ごとに値洗い金額を相殺すること、ならびにトラストおよび取引相手方によって差入れられている担保の評価額を比較することで計算される。さらに、トラストは、店頭取引の確認書において概要が説明されている条件で、当初証拠金の形態で追加担保の差し入れを要求されることがある。

財務報告の目的のため、トラストの債務をカバーするために差入れられた店頭デリバティブの現金担保および取引相手から受領した現金担保（もしあれば）は、ブローカーからの／に対する担保金として財政状態計算書に個別に報告される。トラストが差入れた非現金担保（もしあれば）は、投資有価証券明細表に記載される。一般に、取引相手方に対する債権または債務の金額は、引渡し要求がなされる前に、最低引渡担保額の極度額を超えていなければならない。取引相手方がトラストに支払う

べき金額が、完全に担保されていない範囲について、契約上またはその他の方法で、トラストは取引相手方の債務不履行による損失リスクを負担する。トラストは、優良であると確信する取引相手方と契約を締結し、かつ当該取引相手方の財政の安定性を監視することでのみ取引相手方リスクを緩和するよう努める。

さらに、資産および負債の純額決済ならびに店頭デリバティブの差入れ担保または受領担保の相殺は、ISDAマスター・アグリーメントあるいは類似の契約において契約上の純額決済／相殺の条項に基づいている。しかし、取引相手方の債務不履行または倒産状態が生じた場合、裁判所が、かかる権利については特定の管轄区の破産法が課される相殺権に対して制限または禁止しているため、法的強制力はないと判断することがある。

2025年10月31日現在、デリバティブ商品に対するトラストのエクスポージャー純額は純資産の1%未満であり僅かであった。

以下の表は、2024年10月31日終了年度におけるデリバティブ商品（法的拘束力のあるマスター・ネットティング取決めまたは類似の契約の対象である）に対するトラストのエクスポージャー純額を表示している。

2024年10月31日

取引相手方	デリバティブ 資産 ⁽¹⁾	デリバティブ 負債 ⁽¹⁾	デリバティブ 資産（負債）純額	担保（受領） 差入 ⁽¹⁾	純額 ⁽²⁾
	先渡し	先渡し			
Australia & New Zealand Banking Group Ltd	77	—	77	—	77
Morgan Stanley & Co	—	(1,689,051)	(1,689,051)	—	(1,689,051)
State Street Bank & Trust Co.	27,042	(1,691,590)	(1,664,548)	—	(1,664,548)
UBS AG	3,309	—	3,309	—	3,309
合計	30,428	(3,380,641)	(3,350,213)	—	(3,350,213)

(1) 財政状態計算書上で相殺されていない、相殺可能な合計額。

(2) 債務不履行における契約に従った契約上の相殺権に基づく取引相手方に対する（債務）債権の純額を表章する。純額から超過担保額が除かれる。

6. 税金

現在ケイマン諸島には、トラストの利益に課される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税またはその他の税金はない。ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。受託会社は、マスター・トラストの設定日から50年の間、所得や資本資産、利益または評価益に係る税金、あるいはその他の遺産税または相続税の性質を有する税金を課す、その後に制定されたケイマン諸島の法律が、トラストを構成する資産またはトラストで発生する収益に適用されない旨、もしくはかかる資産または収益についてトラストの受託会社または受益者に適用されない旨の信託法（改正）第81条に基づく保証を申請し、これをケイマン諸島の総督から受領している。ただし、ケイマン諸島にいずれかの時点で居住または所在する受益者（ケイマン諸島で設立された慈善信託もしくは権利の対象、免税会社もしくは一般非居住会社を除く。）は、かかる保証が付与されなかったものとして、当該時に、および当該時について、あらゆる税金および課徴金を課されるものとし、信託法の該当セクションにおける、ケイマン諸島に居住または所在する者に対し信託法に記載される税金または課徴金を課す法律の適用を除外するものとして解釈されないものとする。

マスター・ファンドの受託会社は、マスター・ファンドに関して同様の保証を受領している。

トラストは、ケイマン諸島以外の国々に所在する事業体が発行する有価証券に投資する。かかる諸外国の多くは、トラストのような非居住者に対し、キャピタル・ゲイン税が適用される可能性があることを示唆する税法を有する。特に、かかるキャピタル・ゲイン税は、自己評価基準で決定することを要求されるため、当該税金は、トラストのブローカーにより源泉徴収に基づき控除されないことがある。

管轄の税務当局がすべての事実および状況について十分認識していることを前提に、諸外国の税法が、当該国を源泉とするトラストのキャピタル・ゲインについて税金負債を見積もることを要求する場合には、トラストは、IAS第12号「法人所得税」に準拠して、税金負債を認識することが要求される。

税金負債は、報告期間末までに適用されるか、または実質的に適用されている税法および税率を使用して、管轄税務当局に支払われる予定額で算定される。オフショア投資ファンドに適用される当該税法の適用方法が、ときに不確実な場合があり、税金負債がトラストにより最終的に支払われるか否かについて不確実性が生じる。したがって、不確実な税金負債を算定する際に、経営陣は、管轄税務当局の公式または非公式な慣行を含む、その時点で入手可能な、納税に影響を及ぼす可能性がある関連するすべての事実および状況を検討する。

2025年10月31日および2024年10月31日現在、トラストは、外国キャピタル・ゲイン税に関する不確実な税金負債ならびに関連する利息およびペナルティーを該当なしで算定した。かかる算定は、経営陣が行う最善の見積を示しているが、見積額が最終的に支払うべき金額とは異なることがある。

7. 重要な契約および関連当事者

(a) 投資運用報酬および副投資運用報酬

投資顧問契約の条件に基づき、トラストは、トラストの各評価日現在の純資産価額の年率0.10%で計算され、毎日計上される報酬を投資顧問会社に支払う。投資運用報酬により、関連する受益証券クラスの純資産価額は減額される。投資運用報酬は、通常、受託会社と投資顧問会社との間に別途合意がある場合を除き、毎月後払いされる。

受益証券クラスに関してトラストが支払う投資運用報酬は、該当する測定日に第三者によって決定され、投資顧問会社が適切とみなした公式またはその他の為替レートに基づき、米ドルで支払われる。

投資運用報酬の対象となる各為替取引付クラスに関して投資顧問会社に支払われる投資運用報酬は、該当するクラスの参照通貨で算出されるこうした為替取引付クラスの純資産価額に基づいて計算され、該当する報酬決定日現在の、投資顧問会社が適切とみなした公式またはその他の為替レートに基づき、米ドルで支払われる。

副投資顧問契約に基づいて実施されたサービスに対する報酬として、GSAMCは報酬を受け取る。通常の運用活動において、トラストは、ゴールドマン・サックスまたはゴールドマン・サックスの関係会社と有価証券、通貨またはその他の投資の取引を締結することがある。2025年10月31日および2024年10月31日終了年度において、ゴールドマン・サックスの関係会社と締結した取引に関連して支払われた報酬はなかった。

2025年10月31日および2024年10月31日終了年度について、投資運用報酬はそれぞれ包括利益計算書に開示されている。

マスター・ファンドについて、投資運用報酬は以下のとおりである。

トラスト	報酬年率%
グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト	
5億米ドル以下	0.50
5億米ドル超10億米ドル以下	0.51
10億米ドル超	0.52

トラストは、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンドである、ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンドおよび／またはゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド（以下「リキッド・リザーブズ・ファンズ」という。）に投資することがある。これらは、副投資顧問会社が主催する集団投資スキームであり、2003年欧州連合規則（改訂済）に従い、譲渡可能証券への集合投資事業として金融規制当局によって組織されている。トラストは、リキッド・リザーブズ・ファンズによって支払われる副投資運用報酬を含むすべての報酬の投資割合に応じた部分を負担する。

2025年10月31日および2024年10月31日終了年度について、リキッド・リザーブズ・ファンズへのトラストの投資から稼得された副投資運用報酬は、もしある場合、ごく僅かであった。

副投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーを含む多数の取引相手方との投資取引を引き受ける。

(b) 管理報酬

管理会社、あるいは権限を委譲された場合は、投資顧問会社、副販売会社または代行協会員は、（i）トラストの資産を管理し、（ii）募集を受けて受益証券を発行し、（iii）受益証券に係る分配を行い、（iv）受益証券の買戻しを実行し、（v）金融商品取引法に基づく提出および報告を行い、（vi）その他、信託証書に記載されている、もしくはトラストの運用に関連して要求されることがある義務を履行し、対応する。

管理会社は、投資判断を行う権限とトラストに適用される投資制限等の義務を投資顧問会社に委譲し、他の一部の機能を投資顧問会社、いずれかの副販売会社および代行協会員に委譲する予定である。

管理会社は、インタートラスト・コーポレート・サービス（ケイマン）リミテッド（以下「インタートラスト」という。）によって最終的に保有されている。インタートラストはコーポレーション・サービス・カンパニーの子会社である。インタートラストは、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改訂済）に従い、ケイマン諸島の金融庁によって発行された信託業務免許を有する。

トラストは管理会社に対して、トラストの資産からのみ、年間41,000米ドルを当初の上限とする固定および資産ベースの報酬を毎月後払いで支払う。管理会社は、その義務の履行に関連して合理的な範囲で立て替えた経費について、トラストの資産からのみ、払い戻しを受ける。管理会社の報

酬体系およびトラストが負担し、管理会社に支払われる報酬総額の年間限度額は、投資顧問会社および代行協会の同意を得て、管理会社および受託会社の合意により、随時変更することがある。

管理報酬は、2025年10月31日および2024年10月31日終了年度について、それぞれ包括利益計算書に開示されている。

(c) 受託報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

受託会社および／またはブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを含むその関係会社（その役割により、以下「管理事務代行会社」およびその役割により、以下「保管会社」という。）（総称して、以下「ブラウン・ブラザーズ・ハリマン」という。）には、トラストの資産からのみ、投資顧問会社と随時合意された、資産ベースの取引報酬、サービシング報酬およびその他の報酬を含む報酬が支払われる。この他、月末にトラストの有価証券は取引の種類に応じて分離保管され、報酬の料率が適用される。トラストは、（i）年間10,000米ドルを当初の上限とする受託報酬、（ii）年間22,500米ドルを当初の上限とする保管報酬および（iii）年間25,500米ドルを当初の上限とする管理事務代行報酬を毎月後払いで支払う。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマンは、その義務の履行に関連して合理的な範囲で立て替えた経費について、トラストの資産からのみ、払い戻しを受ける。ブラウン・ブラザーズ・ハリマンの報酬体系およびトラストが負担する報酬総額の年間限度額は、代行協会の同意を得て、当該契約および投資顧問会社の合意により、変更することがある。ブラウン・ブラザーズ・ハリマンはまた、マスター・ファンドについてもこうした立場で従事しており、上述の方法と同様の支払いを受ける。トラストは、マスター・ファンドに対する持分を通じて、こうした報酬を按分で間接的に負担する。

受託会社、保管会社および管理事務代行会社の報酬は、2025年10月31日および2024年10月31日終了年度について、それぞれ包括利益計算書に開示されている。

包括利益計算書に計上される報酬は、GSAMIにより支払われる、それぞれ24,459米ドルおよび37,456米ドルの費用の払い戻しの純額である。

(d) 販売報酬

管理会社は受益証券の販売会社として従事している。管理会社は、販売契約に従い、その単独の裁量で、日本において1社もしくは2社以上の副販売会社を任命する権限を有する。トラストは販売会社または適用される副販売会社に対して、トラストの資産からのみ、適用される副販売会社を通じて保有されている受益証券保有高の該当する四半期における（日々のNAVを基準とする）平均価値の0.60%の4分の1に相当する、暦四半期毎に計算されて後払いされる報酬を支払う。副販売会社は、自身の諸経費および費用を支払う。副販売会社の報酬体系は、投資顧問会社と協議の上、副販売会社および管理会社による合意により、随時変更することがある。2025年10月31日および2024年10月31日終了年度について、販売会社および副販売会社に支払われた報酬は、包括利益計算書に開示されている。

(e) 登録・名義書換事務代行報酬

CACEISバンクS.A.は、トラストの登録・名義書換事務代行会社として従事する。トラストは、登録・名義書換事務代行会社に対して、トラストの資産からのみ、四半期毎に支払われる年間2,000米ドルを当初の上限とする固定報酬を支払う。登録・名義書換事務代行会社は、その義務の履行に

関連して合理的な範囲で立て替えた経費について、トラストの資産からのみ、払い戻しを受ける。登録・名義書換事務代行会社の報酬体系およびトラストが負担し、登録・名義書換事務代行会社に支払われる報酬総額の年間限度額は、投資顧問会社および代行協会の同意を得て、登録・名義書換事務代行会社および受託会社の合意により、随時変更することがある。

2025年10月31日および2024年10月31日終了年度について、登録・名義書換事務代行報酬は、それぞれ包括利益計算書に開示されている。包括利益計算書に計上される報酬は、GSAMIにより支払われる、それぞれ16,130米ドルおよび27,516米ドルの費用の払い戻しの純額である。

(f) 代行協会員報酬

管理会社は、代行協会員契約（以下「代行協会員契約」という。）に従い、みずほ証券株式会社を日本証券業協会（以下「JSDA」という。）によるトラストの「代行協会員」として従事するよう任命している（以下「代行協会員」という。）。

代行協会員は、金融商品取引法に基づき登録された第一種金融商品取引業者であり、投資運用業務および金融商品取引業務に従事している。代行協会員契約に基づき、管理会社は、日本の法律の中でも特にJSDAが採用している外国証券の取引に関する規則を遵守するために代行協会員を任命している。

代行協会員契約の条項に基づき、代行協会員は、トラストの純資産価額の公表およびトラストの財務書類の日本国内での提供を含む、JSDAによる当該規則および代行協会員契約で規定されているこうした活動について責任を負う。

トラストは、トラストの資産からのみ、各評価日現在のトラストの純資産価額に対して年率0.20%で計算される報酬を代行協会員に支払う。かかる報酬は、毎日計上され、四半期毎に後払いされる。また、トラストは要求があれば、代行協会員が代行協会員としての役割において実施したサービスに関連して合理的な範囲で立て替えた経費を支払う。代行協会員の報酬体系は、投資顧問会社と協議し、代行協会員および管理会社の合意により、随時変更することがある。2025年10月31日および2024年10月31日終了年度において、代行協会員報酬は、それぞれ包括利益計算書に開示されている。

8. 資本および買戻可能参加受益証券

募集される受益証券の当初申込みの最低額は、100,000米ドル（またはクラス参照通貨の相当額）である。受益証券1口当たり当初価格は、豪ドルクラス（無分配型）および豪ドルクラス（毎月分配型）受益証券が100豪ドル、米ドルクラス（無分配型）および米ドルクラス（毎月分配型）受益証券が100米ドルならびにユーロクラス（毎月分配型）受益証券が100ユーロである。

申込みは、購入する受益証券クラスの通貨建てで行わなければならない（クラスに応じて米ドル、豪ドルまたはユーロのいずれか）。ただし、受託会社はその裁量により、投資顧問会社と協議の上で、他の通貨での申込みを引き受け、該当するクラスの通貨以外でなされた申込みを当該クラスの通貨に換算する権限を有するが、義務ではない。かかる換算は、適用される測定日に第三者が決定し投資顧問会社が適切とみなした公式またはその他の為替レートに基づく。

受益証券は、各営業日に該当クラスの受益証券 1 口当たり純資産価格で販売のための募集が行われる。

マスター・ファンドの受益証券も、受益者の選択により、トラストの英文目論見書の条項に従い通知の上での請求により買戻可能となる。

以下は、トラストの受益証券の変動を要約したものである。

	豪ドルクラス (無分配型)	豪ドルクラス (毎月分配型)	米ドルクラス (無分配型)	米ドルクラス (毎月分配型)	ユーロクラス (毎月分配型) *
2023年10月31日残高	280,604	948,240	229,952	535,727	41,566
買戻可能参加受益証券の申込み	—	—	—	18,400	—
買戻可能参加受益証券の買戻し	(39,762)	(73,308)	(22,618)	(32,100)	(41,566)
2024年10月31日残高	240,842	874,932	207,334	522,027	—
買戻可能参加受益証券の申込み	—	—	—	5,000	—
買戻可能参加受益証券の買戻し	(27,243)	(80,911)	(23,959)	(42,608)	—
2025年10月31日残高	213,599	794,021	183,375	484,419	—

* ユーロクラス（毎月分配型）は、2024年10月15日付で完全に買い戻された。

9. 受益証券 1 口当たりNAV

買戻可能参加受益証券の発行または買戻しに関して受け取る、あるいは支払われる対価は、取引日現在のトラストの買戻可能参加受益証券 1 口当たりNAVの価値に基づく。

トラストのそれぞれの発行済受益証券クラスのNAVおよび受益証券 1 口当たりNAVは以下のとおりである。

受益証券クラス	2025年10月31日			
	純資産 (米ドル)	受益証券 1 口当たりNAV (米ドル)	純資産 (現地通貨)	受益証券 1 口当たりNAV (現地通貨)
豪ドルクラス（無分配型）	27,894,761	130.59	42,610,084	199.49
豪ドルクラス（毎月分配型）	27,614,916	34.78	42,182,613	53.13
米ドルクラス（無分配型）	31,958,619	174.28	なし*	なし*
米ドルクラス（毎月分配型）	34,325,604	70.86	なし*	なし*

2024年10月31日

受益証券クラス	純資産 (米ドル)	受益証券 1口当たりNAV (米ドル)	純資産 (現地通貨)	受益証券 1口当たりNAV (現地通貨)
豪ドルクラス（無分配型）	29,558,230	122.73	45,127,141	187.37
豪ドルクラス（毎月分配型）	31,622,914	36.14	48,279,335	55.18
米ドルクラス（無分配型）	33,806,001	163.05	なし*	なし*
米ドルクラス（毎月分配型）	36,749,398	70.40	なし*	なし*

* 現地通貨は米ドルである。

希薄化の調整

マスター・ファンドの受益証券取引は、希薄化の調整の対象となることがある。2025年10月31日および2024年10月31日現在、マスター・ファンドは、希薄化の調整を行われなかった。

発行または買戻しが行われる取引日において、受託会社は、現在の市況およびマスター・ファンドの規模に関連する受益者または潜在的な受益者により要求される発行または買戻しの量を含むがこれらに限定されない（適切であるとみなす合理的な要因に基づき）、受益証券1口当たり純資産価格に希薄化の調整を適用するための判断をすることができる。この調整は、関連する受益証券クラスの純資産価格を調整することにより、マスター・ファンドの対象となる投資取引の見積取得原価を現在の受益者に提供し、マスター・ファンドの長期保有の受益者を継続的な発行または買戻し取引に関連する取得原価から保護することを意図している。希薄化の調整には、マスター・ファンドの投資にかかる取引スプレッド、義務の評価および取引の結果生じる変動を考慮し、市場の影響に対する割当ても含むことがある。希薄化の調整は、これらの要素の変動によって随時変更することがある。

10. 分配金

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産が、金融負債として分類された時点で、分配は投資顧問会社の選択により実施され、2025年10月31日および2024年10月31日終了年度中に宣言され、支払われた分配金は、包括利益計算書に開示されている。

11. 金融投資および関連リスク

トラストの投資活動により、トラストは、投資対象およびマスター・ファンドが投資する金融投資および市場に付随するさまざまな種類のリスクに晒されている。これは、デリバティブおよびデリバティブ以外の金融投資の両方の場合がある。トラストの投資対象は、期末日現在、集団投資スキームおよびデリバティブ投資からなる。受託会社は、トラストの投資リスクを管理するため投資顧問会社を任命している。トラストが晒される金融リスクのうちで重要なものは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。英文目論見書には、これらのリスクやその他のリスクの詳細が記載されており、その一部は本財務書類に記載の内容に対する追加情報である。

資産配分は、注記2に詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理するトラストの投資顧問会社によって決定される。当該投資目的の達成は、リスクをとまなうものである。投資顧問会社は、投資決定に際し、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび／または資産配分目標からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、トラストのリスク管理方針に従ってモニターされる。

マスター・フィーダー構造や、特に同一ポートフォリオに投資する複数の投資ビークルの存在により、投資者はある種の独特なリスクを負うことになる。トラストは、マスター・ファンドに投資する別の事業体の活動に重大な影響を受ける可能性がある。たとえば、マスター・ファンドの別の受益者がマスター・ファンドの持分の一部またはすべてを買戻す場合、マスター・ファンドと、これを受けたトラストが、より高額の運用費用を按分で負担する可能性があり、そのためにリターンが低下することがある。同様に、マスター・ファンドは、他の受益者による買戻しにより分散化が低下し、ポートフォリオ・リスクの増加につながる可能性がある。マスター・ファンドは、一部の直接または間接投資者に対する規制上の制限、もしくは別の理由により、マスター・ファンドと、これを受けたトラストのパフォーマンスに不利な影響を及ぼす可能性のある投資活動を制限する、または一部の証券への投資を禁じることができる。

トラストに関連して採用しているリスク管理方針の詳細は以下のとおりである。

(a) 市場リスク

トラストの投資ポートフォリオの公正価値が変動する可能性を市場リスクという。一般に用いられる市場リスクのカテゴリーには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。

- ・ 通貨リスクは、スポット価格、先渡価格および為替レートの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性がある。
- ・ 金利リスクは、様々なイールド・カーブの水準、勾配および曲率の変化、金利の変動、モーゲージの期限前償還率ならびに信用スプレッドに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。
- ・ その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、商品の価値が変動するリスクであり、個別の株式、エクイティ・バスケット、株式インデックスおよびコモディティの価格変動およびボラティリティに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

トラストの市場リスク戦略はトラストの投資のリスクとリターンの目標による。

市場リスクは、リスク予算編成方針の適用を通じて管理される。副投資顧問会社は、リスク予算編成フレームワークを用いて、トラッキング・エラーと一般に称される適切なリスク・ターゲットを決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ（以下「IMD MRA」という。）は、副投資顧問会社を取り上げた市場リスクを独立的にモニター、分析および報告する責任を負う。IMD MRAは、感応度のモニターおよびトラッキング・エラーを含む複数のリスク・メトリックスを使用して市場リスクをモニターする。

報告日現在のトラストの投資ポートフォリオの詳細は、投資有価証券明細表に開示されている。個別の債券、集団投資スキームおよびデリバティブ投資はすべて、別々に開示されている。

(i) 通貨リスク

トラストは、金融投資を行い、機能通貨以外の通貨建て取引を締結することがある。したがって、トラストは、外貨に対する機能通貨の為替レートが、機能通貨以外の通貨建てのトラストの資産または負債の一部の価値にマイナスの影響を及ぼす態様で変動するリスクに晒される。機能

通貨以外の通貨への投資の詳細については、投資有価証券明細表を参照のこと。

投資者が、投資しているトラストの基準通貨と異なる通貨建てのクラス受益証券に投資する場合、投資者の通貨リスクはトラストの通貨リスクと異なる。

投資者が、投資しているトラストおよびマスター・ファンドの基準通貨と異なる通貨建ての為替取引付クラス受益証券に投資する場合、トラストおよびマスター・ファンドは為替取引付クラス受益証券に代わって通貨リスクをヘッジする。当該ヘッジは為替取引付クラス受益証券の通貨リスクをヘッジするためだけに使用されるため、マスター・ファンドのヘッジは、マスター・ファンドを通じたトラストの間接的なエクスポージャーの感応度分析に含まれていない。為替取引に起因する実現損益は、該当する為替取引付クラスに配分される。トラストの特定のクラスは、当該クラスの通貨に対してヘッジされる。しかし、該当クラスの通貨のヘッジは必ずしも完了するものではなく、各通貨は、当該投資を発行した通貨の為替変動の影響を受けることがある。

為替予約がトラストの主要な戦略の一環である、もしくは年度末に為替予約に関連する重大な未実現評価損益が生じない限り、マスター・ファンドのヘッジと同様に、トラストに係る受益証券クラスごとの為替予約は、感応度分析に含まれていない。

2025年10月31日現在の通貨リスク

通貨が20%上昇／下落した場合に NAVが受ける影響

通貨	上昇	下落
英ポンド	0.0%	0.0%
ユーロ	0.0%	0.0%
カナダドル	0.0%	0.0%
ポートフォリオ合計	0.0%	0.0%

2024年10月31日現在の通貨リスク

通貨が20%上昇／下落した場合に NAVが受ける影響

通貨	上昇	下落
ユーロ	0.0%	0.0%
英ポンド	0.0%	0.0%
カナダドル	0.0%	0.0%
米ドル	0.0%	0.0%
ポートフォリオ合計	0.0%	0.0%

トラストは、2025年10月31日および2024年10月31日現在、以下のNAVの＋／－ 5 %を超える通貨（ヘッジ付を含む）の集中があった。

通貨の集中		
通貨	2025年10月31日	2024年10月31日
豪ドル	45.64%	46.58%

マスター・ファンドは、2025年10月31日および2024年10月31日終了年度について、以下のNAVの5 %を超える通貨（ヘッジ付を含む）の集中があった。

通貨の集中		
通貨	2025年10月31日	2024年10月31日
日本円	19.50%	20.75%
ブラジル・リアル	11.85%	10.16%

トラストには、上記に開示されるマスター・ファンドの通貨のいずれに対しても直接的なエクスポージャーはない。

（ii）金利リスク

マスター・ファンド（および間接的にトラスト）の投資対象に対する利回りは、現行の金利の変動により影響を受けることがあり、これによってマスター・ファンドの資産利回りと借入率との間にミスマッチが生じ、その結果、投資による収益が減少または消滅することがある。マスター・ファンドの投資顧問会社は、その単独の裁量により、主にマスター・ファンドの金利エクスポージャーをヘッジするよう努める。金利ヘッジが有効であるという保証はない。確定利付証券の価値は、金利および為替レートの変動につれて変動する。価値が為替レートの変動により単独で影響を受ける場合を除き、金利が低下すれば、通常、確定利付証券の価値は上昇することが予想される。金利が上昇する場合、確定利付証券の価格は、通常下落し、マスター・ファンド（および間接的にトラスト）の投資対象の価値も減少する。金利の大幅な変動またはマスター・ファンド（および間接的にトラスト）の投資対象の市場価値の著しい下落、あるいはその他の市場要因が、マスター・ファンドの投資者の投資（および間接的に受益者のトラストへの投資）の価値またはその利回りの低下をもたらすことがある。金利が低下すると、マスター・ファンドが保有するモーゲージ関連証券の発行体は予定より早く元本を支払うことがあり、マスター・ファンドはより利回りの低い証券に再投資せざるを得ない。代理人が発行したモーゲージ・プールが元利金の支払いについて保証されていても、かかる保証は当該証券の市場価値の下落により生じた損失には適用されない。特定の通貨建ての確定利付証券への投資のパフォーマンスは、当該通貨を発行する国の金利環境にも左右される。

トラストは、マスター・ファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーを通じて社債に投資することがある。特定の有価証券に関連する金利の変動により、副投資顧問会社は契約満了時または有価証券売却時に同等のリターンを確保することができなくなることがある。さらに、現行の金利の変動または将来の予測金利の変更により、保有する有価証券の価値の増減が生じることがある。一般に、金利が上昇すれば確定利付証券の価値は下落する。金利が下落すると、通常、それとは逆の効果が生じる。

トラストは、希望する通貨建ての確定利付商品、変動利付商品およびゼロ金利商品に投資することができる。

以下の表は、トラストのさまざまな通貨に関する金利エクスポージャーおよび金利の変動にともなう影響を示している。この感応度分析は、他のすべての金利を一定とした場合のある通貨に適用される金利の変動に基づくものである。ポートフォリオ合計において、仮定では、すべての金利が同じベース・ポイントで同時に変動する。75ベース・ポイントの平行シフトとは、金利曲線に沿ってすべての金利が75ベース・ポイント上昇または下落（すなわち、0.75%の上昇または下落）することを意味する。

2025年10月31日および2024年10月31日現在、金利のプラス／マイナスの平行シフトは、すべての市場金利に対するイールド・カーブ＋／－75ベース・ポイントを表示している。

以下の分析には、トラストの直接的なエクスポージャーならびにマスター・ファンドの投資の間接的なエクスポージャーの両方が含まれている。

通貨	平行シフトで NAVが受ける影響			
	2025年10月31日		2024年10月31日	
	プラス	マイナス	プラス	マイナス
米ドル	(2.2%)	2.4%	(2.3%)	2.4%
ユーロ	(0.9%)	0.9%	(0.9%)	0.9%
英ポンド	(0.3%)	0.3%	(0.3%)	0.4%
ポートフォリオ合計	(3.4%)	3.6%	(3.5%)	3.7%

上記の分析は、合理的に生じる可能性がある金利市場の変動にともなう損益を示したものであり、金利曲線と信用曲線の両方の勾配の変化は含んでいない。これらのシナリオは、市場の変動、ならびに相関関係および流動性の変化によって全体の損益がさらに大きくなる場合のストレス・シナリオを含んでいない。

トラスの金融資産および負債の金利の構成は以下のとおりである。

2025年10月31日現在

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	無金利	合計
資産					
現金および現金等価物	1	—	—	—	1
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融資産	—	—	—	120,742,430	120,742,430
投資売却未収金	—	—	—	2,000,000	2,000,000
その他の資産	—	—	—	5,386	5,386
資産合計	1	—	—	122,747,816	122,747,817
負債					
銀行に対する債務	—	—	—	7,060	7,060
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融負債	—	—	—	170,555	170,555
投資購入未払金	—	—	—	878	878
その他の負債	—	—	—	775,424	775,424
負債合計（受益者に帰属する純 資産を除く）	—	—	—	953,917	953,917

2024年10月31日現在

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	無金利	合計
資産					
現金および現金等価物	2	—	—	2	4
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融資産	—	—	—	135,198,796	135,198,796
その他の資産	—	—	—	345,373	345,373
資産合計	2	—	—	135,544,171	135,544,173
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融負債	—	—	—	3,380,641	3,380,641
その他の負債	—	—	—	426,989	426,989
負債合計（受益者に帰属する純 資産を除く）	—	—	—	3,807,630	3,807,630

マスター・ファンドの金融資産および負債の金利の構成は以下のとおりである。

2025年10月31日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無金利	合計
資産					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融資産	—	88,720,155	97,058,882	5,467,483	191,246,520
資産合計	—	88,720,155	97,058,882	5,467,483	191,246,520
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融負債	—	—	—	1,910,500	1,910,500
負債合計（受益者に帰属する純 資産を除く）	—	—	—	1,910,500	1,910,500

2024年10月31日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無金利	合計
資産					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融資産	5,694,594	97,245,216	104,453,671	1,213,874	208,607,355
資産合計	5,694,594	97,245,216	104,453,671	1,213,874	208,607,355
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融負債	—	—	—	3,559,049	3,559,049
負債合計（受益者に帰属する純 資産を除く）	—	—	—	3,559,049	3,559,049

（iii）その他の価格リスク

その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスク以外から生じる市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個々の投資またはその発行体に固有の要因、あるいは市場で取引されている金融投資に影響を及ぼす何らかの要因により発生する。

トラストの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動を包括利益計算書に認識しているため、すべての市況の変動は買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産に直接影響を及ぼす。

集団投資スキームへのトラストの投資は、英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従い、かかるファンドが提供するNAVに基づいている。集団投資スキームの資産は、通常、独立した第三者である管理事務代行会社または他のサービス提供者によって評価されると見込まれるが、集団投資スキームの一部の有価証券またはその他の資産は、容易に確認することができる時価を有していないことがある。かかる状況下においては、当該集団投資スキームの管理会社が、かかる有価証券または金融商品の評価することを要求される。

2025年10月31日および2024年10月31日現在、トラストは、重要なその他の価格リスク・エクスポージャーを有していなかった。

通貨、金利およびその他の価格リスクは、上述の総合的な市場リスク管理プロセスの一環としてトラストの副投資顧問会社によって管理される。

(iv) 感応度分析の限界

上述の感応度分析には、以下のいくつかの限界がある。

- ・当該分析は過去のデータに基づいており、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係および市場の流動性の水準が過去の傾向と異なる可能性があるという事実を考慮に入れることができない。
- ・当該分析は正確な数値というよりはむしろ、リスクについての相対的な見積りである。
- ・当該分析は仮説上の結果を表すもので、予測を意図したものではない。
- ・将来における市場の諸条件は、過去の経験と著しく異なる可能性がある。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、トラストが現金またはその他の金融資産の受渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行が困難となるリスクである。特に流動性が低下する恐れがあるのは、担保付および／または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産が売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合、あるいは取引相手方またはプライムブローカーの条件または条項に対する違反があった場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはトラストまたは第三者に影響を与えるオペレーション上の問題など、トラストの管理の及ばない状況により発生することがある。さらに、資産売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下することがある。

トラストの投資対象には、買戻しに関してトラストが課す制限以上の制限を課している集団投資スキームが含まれている。これには、トラストによって受益者に提供されている買戻し日より少ない可能性が含まれる。

トラストの金融資産および金融負債には、店頭デリバティブ契約への投資で、組織化された公設市場で取引されず、流動性が低い可能性のある投資および発行規模の相当な割合を占める可能性のある投資が含まれる。したがって、トラストは流動性要件を満たすため、あるいは特定の発行体の信用度の低下等の特定の事象に対応するために、投資の一部を公正価値に近似する金額で速やかに流動化することができない可能性がある。投資ポジションの強制的な流動化によって金融損失が生じることがある。

トラストは、受益証券の発行および買戻しを行うため、英文目論見書の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクを負っている。トラストは、一般的な流動性のニーズを満たすのに十分なだけの流動性の高い投資対象を含めるよう管理されているが、トラストの受益証券の大規模な買戻しによって、マスター・ファンドは、通常の見積り資金の調達として望ましいレベルよりさらに迅速な投資対象の流動化が要求される可能性がある。買戻しに対応するために流動性の高い資産がさらに売却された場合、これらの要因により、買戻される受益証券の価値、残存する受益証券の評価およびトラストの残存資産の流動性にマイナスの影響を与える可能性がある。

トラストの英文目論見書により、日々の受益証券の申込みおよび買戻しの条件が定められているため、トラストは、受益証券保有者の買戻しに対応するための流動性リスクを負っている。

2025年10月31日および2024年10月31日終了年度について、受益証券保有者は一名でトラストの純資産の100%を保有していた。当該受益証券保有者は、関連会社である販売会社である。

2025年10月31日および2024年10月31日現在、負債額のすべては、3か月以内に支払期日が到来する。

2025年10月31日現在、先渡為替契約のインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ172,100,385米ドルおよび171,952,474米ドルであった。2024年10月31日現在、先渡為替契約のインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ67,620,702米ドルおよび70,970,915米ドルであった。

先渡為替契約は、通常、差金決済である。

資金調達契約は、レポ契約、逆レポ契約、空売り、デリバティブ取引および信用枠を含んでいる。

利用可能なレバレッジ・ポジション向け資金調達の満了または終了、およびレバレッジ・エクスポージャーの公正価値の変動もしくはトラストの資金調達契約に係るアドバンス・レートまたはその他の条件の変更に関する担保設定要件は、トラストの流動性の向上やレバレッジ・ポジションを維持する能力にマイナスの影響をもたらし、トラストに重大な損失を発生させる可能性がある。トラストは、投資拡大、運用費用への充当または取引の決済等の目的で、借入れを行う、またはレバレッジの他の形式（担保付または無担保）を利用することができる。ただし、レバレッジを獲得するいかなる取決めも利用可能であるという保証はなく、利用可能な場合でも、トラストが受入可能な条件で利用できるという保証はない。経済状況の悪化により、調達コストが増加し、資本市場へのアクセスが制限される、または貸手がトラストに信用供与を行わない決定をする可能性もある。

レバレッジの利用もまた、トラストの資本に係る公正価値のボラティリティの影響を拡大するため、リスクを増加させる。

トラストの資産の時価の下落は、当該資産の時価を基に借入を行った場合に特定のマイナス影響を及ぼすことがある。当該資産の時価の下落により、貸手（デリバティブの取引相手方を含む）がトラストに対して追加担保の設定を求めるか、あるいはトラストにとって最善ではないタイミングで資産の売却を求める可能性がある。

(c) 信用リスク

信用リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務の履行を行わないために、もう一方の当事者に金融損失が生じるリスクである。

マスター・ファンドが投資することができる仕組み証券は、原資産の信用リスクに晒されることがあり、かかる資産の債務不履行および裏付けとなるクレジット・サポートの消滅に際し、マスター・ファンドは、投資全額を回収できないことがある。さらに、マスター・ファンドが投資する確定利付証券の発行体がマスター・ファンドが保有する債務証券につき要求される支払いを実施で

きない可能性もある。債務証券は、発行体の認識されている信用度に基づき価値が変動することがある。政府関連機関により発行されたモーゲージ・プールに係る元本および利息の支払いは、該当する政府により保証されているわけではない。よって、マスター・ファンドが保有する投資に関する債務不履行により、マスター・ファンドの受益者（トラストを含む。）のマスター・ファンドへの投資価値が下落することがある。ソブリン債またはその他の中央政府が保証する債務への投資は、政府による元本の払い戻しおよび利息の支払能力および意向に関連するリスクをとらなう。さらに、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預金証書およびレボ取引等の短期の現金等価の投資対象は、政府による保証はなく、債務不履行のリスクに晒されている。

副投資顧問会社は、取引相手方またはトラストの発行体との取引に関連した信用リスクを軽減するための対策をとっている。取引を行う前に、副投資顧問会社またはその関連当事者は、取引相手方、その事業および評判の信用分析を行い、信用度と評判の双方を評価する。承認された取引相手方または発行体の信用リスクは以後継続的にモニターされ、必要に応じて財務書類および期中財務報告のレビューが定期的に行われる。

信用損失に対するエクスポージャーを軽減するため、トラストにより締結された店頭デリバティブ契約の中には、スポットの為替契約のみを扱う取引相手方を除き、かかる契約の下で生じる取引の差金決済を認めているものがある。かかる差金決済権によって資産および負債の報告額が相殺されることはないが、債務不履行または解約事象が生じた場合はその取引相手方との間の当該契約に基づく店頭契約がすべて解約されてその取引相手方との未収金額および未払金額が純額ベースで清算されるため、かかる契約によって単一の取引相手方との不利な店頭取引の価値の範囲内で、同一取引相手方との有利な店頭取引に係る信用リスクは軽減される。

債務証券には、発行体または保証人が元本および利息を支払う義務を果たすことができないリスク、ならびに金利感応度、発行体の信用度に関する市場の認識および一般的な市場の流動性などの要因による価格変動のリスクがある。

トラストは、保管会社もしくは副保管会社または受託会社の債務超過、管理、清算またはその他の債権者からの保全手続（すなわち倒産手続）に関連する多くのリスクに晒される。かかるリスクは以下を含むが、これらに限定されない。

- i. 保管会社もしくは副保管会社または受託会社で顧客資金として扱われていない、保管会社もしくは副保管会社または受託会社に保有するすべての現金（すなわち顧客資金）の喪失。
- ii. 保管会社もしくは副保管会社または受託会社が、トラストと合意した手続（もしあれば）に従って顧客資金として取り扱うことを怠ったすべての現金の喪失。
- iii. 保管会社側もしくは副保管会社または受託会社で適切に分別管理されておらず、またそのように認識されていなかったトラストの保有していた有価証券（すなわちトラスト資産）、または保管会社もしくは副保管会社または受託会社により保有されていた顧客資金の一部もしくはすべての喪失。
- iv. 保管会社もしくは副保管会社または受託会社による口座の不正運用、または、倒産処理経費に見合う減額を含む、関連するトラスト資産および／または顧客資金の認識および振替処理による一部もしくはすべての資産の喪失。
- v. 残高振替の受領および関連資産に対する支配の回復の長期の遅れによる損失。

支払不能状態が、トラストの投資活動に深刻な混乱を招く可能性がある。状況次第では、投資顧問会社はNAVの計算および受益証券の取引を一時的に停止する可能性がある。

2025年10月31日および2024年10月31日現在、以下の金融資産には信用リスクがあった。他のファンドへの投資、デリバティブ金融資産、現金および現金等価物ならびにその他の債権。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の最大の信用リスクを最もよく反映している。

トラストの証券取引についての清算および保管業務は、主に保管会社に集中している。2025年10月31日および2024年10月31日現在、実質的にすべての現金および現金等価物、ブローカーに対する債権および投資は、保管会社にて保管されている。

報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャー（先渡為替契約の想定元本を除く。）の内訳は、以下のとおりである。下表の金額は時価に基づいている。

商品タイプ	2025年10月31日	2024年10月31日
	米ドル	米ドル
現金および現金等価物	1	4
投資ファンド	120,423,964	135,168,368
先渡為替契約	318,466	30,428
投資売却未収金	2,000,000	-
費用払戻未収金	904	284,215
その他の資産	4,482	61,158
合計	122,747,817	135,544,173

下記の表は、信用リスクが買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の5%を超えて集中している取引相手方または発行体を記載している。

集中	役割	2025年10月31日	2024年10月31日
		純資産比率 (%)	
グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト USD Accumulation Class	集団投資スキームの 取引相手方	98.41	101.64

2025年10月31日および2024年10月31日現在、マスター・ファンドについて、信用リスクが買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の5%を超えて集中している取引相手方はなかった。

トラストは、以下の発行体の信用リスクに対するエクスポージャーを有する。

	2025年10月31日	2024年10月31日
	純資産の格付比率 (%)	
格付なし	98.88	102.61
その他の資産および負債	1.12	(2.61)
合計	100.00	100.00

2025年10月31日および2024年10月31日現在、マスター・ファンドの英国への集中は、それぞれ12.62%および12.89%であった。2025年10月31日および2024年10月31日現在、ユーロ圏への集中は、それぞれ42.49%および47.96%であった。

マスター・ファンドは、発行体の信用リスクに対するマスター・ファンドの純資産総額の比率として、以下のエクスポージャーを有していた。

有価証券格付（もしあれば）は、S&P／ムーディーズ・インベスターズ・サービス（無監査）によるものである。

	2025年10月31日	2024年10月31日
マスター・ファンドの純資産の格付比率（%）		
A	24.00	16.48
BBB	64.84	70.56
BB	7.32	10.27
格付なし	1.84	(1.10)
その他の資産および負債	2.00	3.79
合計	100.00	100.00

上記の表は、マスター・ファンドの投資対象の格付を示している。取引相手方および発行体は、それ自体が投資適格に格付けされているか、または格付けされていない場合は、関連会社のうちいずれかの企業がかかる格付を有しており、投資顧問会社の信用リスク管理およびアドバイザリー部門は、当該格付企業から取引相手方または発行体に対する強力な暗黙の支援があると考えている。副投資顧問会社のクレジット・ポリシーは万全であり、信用リスクに対するエクスポージャーは、継続的に監視される。

マスター・ファンドは、デフォルト率、デフォルト時エクスポージャーおよびデフォルト時損失率を使用して信用リスクおよび予想信用損失を測定する。経営陣は、予想信用損失を判断する際に、過去の分析と将来の情報の両方を考慮する。近い将来において取引相手方がその契約上の債務を履行する強い能力を有しているため、経営陣はデフォルト率はほぼないものとみなしている。その結果、そのような減損はマスター・ファンドにとって重要ではないであろうことから、12か月予想信用損失に基づく損失引当金は認識されない。

(d) 追加的リスク

追加的リスクは以下を含むが、それらに限定されない。

(i) 資本リスク管理

トラストの資本は、買戻可能参加受益証券の保有者に帰属する純資産に相当する。買戻可能参加受益証券の保有者に帰属する純資産額は、トラストが受益証券保有者の裁量に基づく日々の申込みおよび買戻しの対象となるため、日々大幅に変動することがある。資本管理におけるトラストの目的は、受益証券保有者にリターンを提供し他の関係者に利益を供与するため、およびトラストの投資活動の展開を支える確固たる資本基盤を維持するため、継続事業としてトラストが継続していく力を確保することである。

(ii) 集中リスク

トラストは、限定された数の投資対象および投資テーマに投資することがある。投資対象の数が限定されている結果、トラストの実績が、個々の投資の実績による有利または不利な影響をより大きく受けることがある。

(iii) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、情報、通信、取引の処理手続および決済、ならびに会計処理システムの欠陥によって生じる潜在的損失である。注記7に記載されているトラストのサービス提供会社は、オペレーショナル・リスクの管理に役立てる目的で統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービスレベルの見直しは、副投資顧問会社により定期的に行われる。これらの措置が100パーセント有効であるという保証はない。

(iv) 法律、税制および規制リスク

法律、税制および規制の変更により、トラストは、トラストの継続期間中にマイナスの影響を受ける可能性がある。

税金について、トラストは、トラストが投資する一部の税務管轄地においてキャピタル・ゲイン、利息および配当金に係る税金を課されることがある。

税務当局による税法の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがある。課税される可能性が高く、かつ見積可能な税金は、負債として計上されている。しかし、一部の税金は不確定であるため、当年度および過年度の税務ポジションを担当している税務当局が将来行う措置、解釈または判断によっては、税金負債の追加、利息および罰金が生じる可能性がある。会計基準が変わり、それに伴い、潜在的な税金負債に対してトラストの債務が発生または消滅する可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が低い一定の潜在的な課税によって、将来トラストに追加の税金負債が生じる可能性があり、こうした追加負債は重大なものとなる可能性がある。前述の不確実性により、純資産価額はトラストの申込時、買戻時または持分交換時を含め、トラストが最終的に負担すべき税金負債を反映していない可能性があり、これはその時点において投資者に悪影響を及ぼす場合がある。

本財務書類に開示されていないリスクの詳細は、トラストの英文目論見書に記載されている。

12. 金融機関

2025年10月31日および2024年10月31日現在、すべての現金および現金等価物は、以下の金融機関で保有されていた。

	2025年10月31日		2024年10月31日	
資産	米ドル	純資産比率%	米ドル	純資産比率%
取引相手方				
Brown Brothers Harriman & Co. ⁽¹⁾	—	0.00 ⁽²⁾	2	0.00 ⁽²⁾
Brown Brothers Harriman & Co. ⁽³⁾	1	0.00 ⁽²⁾	1	0.00 ⁽²⁾
Sumitomo Mitsui Banking Corporation ⁽³⁾	—	0.00 ⁽²⁾	1	0.00 ⁽²⁾
現金および現金等価物合計	1	0.00 ⁽²⁾	4	0.00 ⁽²⁾
負債				
銀行に対する債務：				
Brown Brothers Harriman & Co.	7,060	0.01	—	—
銀行に対する債務合計	7,060	0.01	—	—

(1) 制限なし—保管会社の現金勘定。

(2) 実際の数値0.005%未満切り捨てたものを反映。

(3) 定期預金。

13. 為替レート

米ドル以外の通貨建てのトラストの投資ならびにその他の資産および負債の換算には、以下の為替レート（対米ドル）が使用された。

	2025年10月31日	2024年10月31日
豪ドル（AUD）	1.52753	1.52672
ユーロ（EUR）	0.86640	0.92111

14. ソフト・コミッション

トラストは、履行についてにのみ、および／または履行および投資調査についてコミッションを支払うことがある。2025年10月31日および2024年10月31日終了年度について、トラストは、いかなる第三者とも上記以外のソフト・コミッション契約の締結はなかった。

15. 偶発債務

2025年10月31日および2024年10月31日現在、偶発債務はなかった。

16. 後発事象

2025年10月31日より後に、本財務書類において修正または開示を求められる事象はなかった。

17. 補償

トラストは、さまざまな補償を含む契約を締結する場合がある。当該契約に基づくトラストの最大エクスポージャーは不明である。しかし、トラストでは当該契約による請求または損失が過去に発生したことはない。

18. 財務書類の承認

経営陣は、2026年1月30日付で本財務書類を承認し、公表後に本財務書類が修正されることはない。

(3) 投資有価証券明細表等

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド

投資有価証券明細表

2025年10月31日現在

保有高 ／口数	銘柄	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド*			
米ドル			
577,664	グローバル・サブオーディネイティド・デット・ セキュリティーズ・サブ・トラスト、USD Accumulation Class	119,859,530	98.42
564,434	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー－US\$トレジャ リー・リキッド・リザーブズ・ファンド、Class X	564,434	0.46
投資ファンド合計		120,423,964	98.88

受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約

満期日 (日/月/年)	購入 通貨	購入額	売却 通貨	売却額	取引相手方	未実現利益 (米ドル)	純資産比率 (%)
10/11/2025	AUD	44,034,186	USD	28,755,777	Morgan Stanley & Co	73,540	0.06
10/11/2025	AUD	44,034,186	USD	28,754,764	State Street Bank & Trust Co.	74,552	0.06
10/11/2025	USD	315,683	AUD	481,392	Morgan Stanley & Co	514	0.00
10/11/2025	USD	28,068,930	AUD	42,744,021	Westpac Banking Corp	84,289	0.07
10/11/2025	USD	28,383,006	AUD	43,223,019	UBS AG	84,763	0.07
30/01/2026	USD	423,968	AUD	645,870	UBS AG	808	0.00
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計						318,466	0.26

満期日 (日/月/年)	購入 通貨	購入額	売却 通貨	売却額	取引相手方	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
30/01/2026	AUD	42,744,328	USD	28,087,768	UBS AG	(82,610)	(0.07)
30/01/2026	AUD	42,744,328	USD	28,088,580	Westpac Banking Corp	(83,423)	(0.07)
10/11/2025	USD	153,034	AUD	235,174	Citibank NA	(935)	(0.00)
10/11/2025	USD	235,399	AUD	361,058	JPMorgan Chase & Co	(987)	(0.00)
10/11/2025	USD	667,625	AUD	1,023,709	State Street Bank & Trust Co.	(2,600)	(0.00)
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計						(170,555)	(0.14)

投資合計	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド合計	120,423,964	98.88
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計	318,466	0.26
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計	(170,555)	(0.14)
その他の資産および負債	1,222,025	1.00
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	121,793,900	100.00

* 関係ファンド。

通貨略称

AUD 豪ドル

USD 米ドル

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド
投資有価証券明細表
2024年10月31日現在

保有高 ／口数	銘柄	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド*			
米ドル			
698,899	グローバル・サブオーディネイティド・デット・ セキュリティーズ・サブ・トラスト、USD Accumulation Class	133,895,149	101.64
1,273,219	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー-US\$トレジャ リー・リキッド・リザーブズ・ファンド、Class X	1,273,219	0.97
投資ファンド合計		135,168,368	102.61

受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約

満期日 (日/月/年)	購入 通貨	購入額	売却 通貨	売却額	取引相手方	未実現利益 (米ドル)	純資産比率 (%)
07/01/2025	USD	37,125	AUD	56,528	Australia & New Zealand Banking Group Ltd	77	0.00
07/01/2025	USD	433,309	AUD	656,098	UBS AG	3,309	0.00
07/01/2025	USD	965,021	AUD	1,431,180	State Street Bank & Trust Co.	27,042	0.02
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計						30,428	0.02

満期日 (日/月/年)	購入 通貨	購入額	売却 通貨	売却額	取引相手方	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
07/01/2025	AUD	47,890,765	USD	33,078,678	State Street Bank & Trust Co.	(1,691,590)	(1.29)
07/01/2025	AUD	47,890,765	USD	33,076,140	Morgan Stanley & Co	(1,689,051)	(1.28)
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計						(3,380,641)	(2.57)

投資合計	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド合計	135,168,368	102.61
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計	30,428	0.02
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計	(3,380,641)	(2.57)
その他の資産および負債	(81,612)	(0.06)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	131,736,543	100.00

* 関係ファンド。

通貨略称

AUD 豪ドル

USD 米ドル

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

V. お知らせ

該当事項はありません。